会　議　の　経　過

開　議　午前１０時００分

令和７年９月９日（第２日目）

議　長（髙橋拓生君）

ただいまから、令和７年平泉町議会定例会９月会議２日目の会議を開きます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。この日程で進めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議　長（髙橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、この日程で進めることに決定いたしました。

直ちに本日の日程に入ります。

議　長（髙橋拓生君）

日程第１、一般質問を行います。

昨日に引き続きまして、通告順に発言を許します。

第１回目の答弁は、登壇の上、発言願います。

質問、答弁に当たりましては、簡潔明瞭にお願いいたします。

通告４番、髙橋伸二議員、登壇、質問願います。

８番、髙橋伸二議員。

８　番（髙橋伸二君）

質問に先立ちまして、質問の背景について述べさせていただきたいというふうに思います。

自然災害によるため池の被災が全国で頻発をしております。ため池は、ご案内のように、農業用水の確保はもとより、降雨時の洪水、土砂流出の防止、抑制の機能も担っています。近年の記録的な豪雨や大規模地震などでため池が被災し、大きな被害となった事例が相次いでいる中で、ため池の維持管理は営農に不可欠な農業用水の安定利用はもとより、多様な生物の生息場所や地域の憩いの場の確保からも大切であります。しかし、農家の減少や高齢化の進行などもあり、ため池水利組合の開催やため池の管理組織の弱体化、さらには農家の世代交代が進み、ため池の権利関係が不明確かつ複雑となっていることにより、日常の維持管理に支障を来すおそれがあることが課題となっております。

このため、ため池施設の所有者などや行政機関の役割分担を明らかにし、ため池の適正な管理及び保全が行われる体制を整備することを目的として、農業用ため池の管理及び保全に関す

る法律が制定されました。この法律では、適正な管理として全ての農業用ため池を対象に、ため池所有者などが行う施設の点検や補修、補強、洪水吐の堆積土砂の除去、堤体の草刈りなどの日常管理の行為を定めております。

農業用ため池の約７割は、江戸時代以前に築造されたもの、あるいは築造年が不明なものと言われており、一部のため池を除いて老朽化も進行しています。特にも、地方自治体の所有や管理する防災重点農業用ため池の保全管理は、災害リスクの軽減と地域住民の安全確保のため、そして、防災と減災の対策として法制度と実務の両面から体系的に管理を行う必要があります。

質問は、町が作成している地域防災計画とため池管理の整合を求めて防災重点農業用ため池の管理及び保全施設と課題について伺うものであります。

その１つは、地域防災計画に定めている町が実施している老朽ため池事業内容の具体化と課題について伺うものであります。

２つ目は、同じく地域防災計画に定めております町が実施している農業用水施設に対する整備と管理内容の具体と課題について伺うものであります。

そして、最後に町が所有者となっている防災重点農業用ため池の附帯施設の施設改修工事の法令上の義務・責務について伺うものであります。

以上です。

議　長（髙橋拓生君）

青木町長。

町　長（青木幸保君）

髙橋伸二議員からのご質問にお答えいたします。

防災重点農業用ため池の管理及び保全施策と課題についてのご質問がありました。

初めに、地域防災計画の町が実施している老朽ため池事業に関する具体的な内容と課題についてですが、ため池につきましては、平成30年の西日本豪雨を契機として、令和元年にため池管理及び保全に関する法律が施行されました。これにより、町はため池管理者の把握、ハザードマップの作成、管理者に対する指導・助言等の役割が求められているところであります。

現在、町で実施している老朽ため池事業の具体的な内容につきましては、町内の防災重点農業用ため池21か所のハザードマップを作成し、ため池が決壊した場合に、迅速かつ安全に避難するための参考資料として住民の皆さんに周知しているところでございます。また、県で実施している防災工事の必要性を判断するための耐震診断について、ため池の情報提供などの協力をしているところであります。

ため池の管理及び保全施策の課題につきましては、ため池を管理する人員の高齢化や減少により、日常の維持管理が適切に行えなくなっていることが課題と認識しているところであります。

次に、町で実施している農業用水施設に対する整備と管理に関する具体的な内容と課題についてですが、農業用水施設は農業用水の確保を目的に造成された施設であり、管理自体は町や土地改良区及び受益者であります。町が実施している農業用水施設に対する整備と管理につき

ましては、土地改良区が国の事業などを活用した施設の整備に対し財政支援を行っておりますが、町が管理する法定外公共物、いわゆる青線につきましては、一部町が実施している部分もありますが、ほとんどが受益者の方々に中山間等直接支払交付金制度や多面的機能支払交付金制度を活用し、ご協力をいただいているところであります。

課題につきましては、農業用施設の用排水路の延長が膨大であり、多くの部分で受益者の方々に整備や管理について協力をいただいていること、今後受益者の方々の高齢化や離農などにより、中山間直接支払交付金制度及び多面的機能支払制度の協定に参加する人が減ることで維持管理が難しくなっていくことが予想されるものと考えております。

次に、町が所有者となっている防災重点農業用ため池の附帯施設の施設改修工事の法令上の義務についてですが、令和元年に施行された農業用ため池の管理及び保全に関する法律において、ため池の所有者または管理者はその安全性を確保するために必要な措置を講じるよう定められております。また、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法において、ため池の附帯施設においても防災工事等の一部として位置づけられているため、町が所有者となっている防災重点ため池の附帯施設に損傷がある場合は、施設改修工事を実施していく必要があるものと考えております。

以上でございます。

議　長（髙橋拓生君）

髙橋伸二議員。

８　番（髙橋伸二君）

順次、お伺いをしていきますが、まず最初に、町の防災重点農業用ため池、地域防災計画の中では21か所を指定をしているわけでありますが、この21か所の中で、老朽ため池と位置づけているため池について何箇所あるのかお伺いします。

議　長（髙橋拓生君）

小野寺建設水道課長。

建設水道課長（小野寺敏彦君）

防災重点農業用ため池21か所全てが昭和以前のため池ですので、21か所全て老朽ため池と考えているところでございます。

議　長（髙橋拓生君）

髙橋伸二議員。

８　番（髙橋伸二君）

21か所の老朽ため池の対応については後ほどお伺いをいたしますが、まず最初に、農林水産省が定めたため池管理マニュアル、こういうものがございます。これは、ため池の実質的な管理者に求められる基本的事項や重要なポイントを取りまとめたものであります。先ほどの町長答弁では、課題としてため池の管理者に対する指導・助言等の役割が求められていると、このように述べられました。そこでお伺いをしますが、町では、この農水省が定めた管理マニュアルを、ため池の日常における管理や点検にどのように活用しているのかお伺いします。

議　長（髙橋拓生君）

小野寺建設水道課長。

建設水道課長（小野寺敏彦君）

農水省のため池管理マニュアルに、ため池の点検記録簿の様式がございまして、地震や豪雨の後の災害調査の際に、ため池の変状を確認する際に活用しているところでございます。

議　長（髙橋拓生君）

髙橋伸二議員。

８　番（髙橋伸二君）

ということは、21の重点防災農業用ため池について、町は直接足を運んで集中豪雨などがあった際に管理をしている、確認をしているということで捉えていいのですか。

議　長（髙橋拓生君）

小野寺建設水道課長。

建設水道課長（小野寺敏彦君）

21か所全て回るのは大変ですので、地震や豪雨の際に、容量の大きいため池３か所について確認をしているところでございます。その３か所は、大堤溜池と花立溜池、茶畑溜池について、地震や豪雨の後に現地を確認してマニュアル等で確認しているところでございます。

議　長（髙橋拓生君）

髙橋伸二議員。

８　番（髙橋伸二君）

つまり、その３か所以外、残り18か所については、町として管理をしていないと。町が所有しているため池は21か所のうち15か所あるわけですが、残りについては町として管理をしていないということですよね、率直に言って。それはそれでいいのです。後ほど、そういう現状を事前防災あるいは減災ということを大事に考えたときに、どのように今後対応をする必要があるのかというところで議論をさせていただきたいと思いますから、今はやっていないということについて伺いました。

この農水省のマニュアルを見ますと、いわゆる管理者などによる日常点検、その中で、ため池の堤体などの変状について確認した場合に、あるいは安全上問題ではないかというふうに思われる現象が見られた場合には、市町村の担当者に相談してくださいと、このようにこれに明記をされているわけですよね。そうすると、伺いたいのは、ため池の管理者などからそうした変状の報告などを受けた町として、変状等の現状確認などを行う必要があると考えるのですが、いかがですか。

議　長（髙橋拓生君）

小野寺建設水道課長。

建設水道課長（小野寺敏彦君）

防災の観点から、ため池管理者から変状等の報告を受けた場合は、危険性を確認するため、町として現状を確認する必要があると考えております。

議　長（髙橋拓生君）

髙橋伸二議員。

８　番（髙橋伸二君）

そうしますと、先ほどの町長の答弁からいきますと、具体的に町として日常的な管理をどのようにするかということについて、いわゆる課題だというふうに言われたわけです。つまり、今、課長が答えられたことは、そのようにありたいという願望を含めての答弁だというふうに私は受け止めざるを得ないのですが、ため池管理者などから相談や報告を受けた場合、町として現状を確認することが必要なのだというふうに答えられました。だけれども、現状は日常的な管理をしているのは３か所のため池しかありませんと。残り18か所は地元のいわゆる管理者などに委ねられていると。その委ねられている管理者などが心配だ、不安だということで変状などの報告をした際には、やっぱり町として迅速に動くための保全や維持管理のマニュアルというのを作成をする必要があるのではないですか。いかがですか。

議　長（髙橋拓生君）

小野寺建設水道課長。

建設水道課長（小野寺敏彦君）

今後、町やため池管理者が適切にため池を管理していただくために、農水省のため池管理マニュアルを参考に、町としましても、ため池管理マニュアルを整備したいと考えております。

議　長（髙橋拓生君）

髙橋伸二議員。

８　番（髙橋伸二君）

そうしますと、同じように農業用排水路の整備や管理、先ほどの答弁では、これは日常的には受益者や中山間組織、多面的機能組織、そういったところに委ねているという答弁がありました。町長答弁でも農業を取り巻く現状について述べられているように、高齢化や離農がどんどん進んでいく中にあって、中山間組織であれ多面的機能組織であれ、いずれの組織も活動が縮小傾向になっている。あるいは受益者にお願いをしているといっても、受益者がやはり、今、話したように高齢化や世代交代でもって、日常、ふだん、若い人が町外で仕事をしていると、こういう状況があるわけです。

そこで伺いたいのは、地域防災計画の中での、農業災害予防計画に定めております農業用施設の整備に係る維持管理マニュアル、これも同様に取り扱う手続、手順というのを定めておく必要があるのではないでしょうか。

議　長（髙橋拓生君）

小野寺建設水道課長。

建設水道課長（小野寺敏彦君）

農業用施設に係る維持管理マニュアルの必要についてのご質問についてでございますが、農業用施設の用排水路は、受益者が設置したものが多く、構造上一律でないことや、農業用水路や道路等、全ての農業用施設を町で維持管理していくことは難しいことから、受益者の方々に

維持管理の協力をいただいているのが実情でございます。

そのマニュアルの整備については様々なケースがありまして、統一したものの整備は非常に難しいと考えております。受益者で維持管理の対応できない場合など、町に相談していただいて対応していきたいと考えております。

議　長（髙橋拓生君）

髙橋伸二議員。

８　番（髙橋伸二君）

２つのポイントがあると思うのです。今、課長答弁された町に相談をしてほしいということ。これは初めて出てきたことなのです。したがって、町に相談しても町がどういうふうに対応するかということのマニュアルが決まっていないから、マニュアルはつくりますよという前段の答弁だから、そこでやっとつながるわけですけれども。ぜひそこはそこでしっかりとコンプリートしていただきたいというふうに思います。

それから、もう一点は、いわゆる地域防災計画の中で、農業用排水路の整備や管理というものについてやるということをわざわざ１項目設けているではないですか。やっぱりそのことに対して、町としてどのように対応するのかと。通常のため池の附帯施設設備などと別の位置づけを地域防災計画の中では行っていますよね。やっぱりそういう意味からいっても管理をきちっとするための手順というのをつくっておく必要があるのではないですか。

それから、青線についてもお話がありましたけれども、この青線も町の所有物なのですが、まちの所有物を受益者などに管理を委ねているということを含めて考えれば、やっぱり住民から、あるいは利用者から相談があった場合に、町がどのように対応するかというのを、これは対応マニュアルとして定めておく必要があるというふうに考えるのですが、多分これは農林振興課のほうの項目に入っている、地域防災計画上は。そちらのほうではどのようにお考えでしょうか。

議　長（髙橋拓生君）

佐々木農林振興課長。

農林振興課長（佐々木元君）

この地域防災計画の中に用水路のための整備管理というような項目が入っているところでございますけれども、実情としましてはケース・バイ・ケースといいますか、その時々の状況によって対応が様々になるというふうに考えておりますので、その都度、その都度相談をいただきながらの対応というふうに考えております。一律して、こういう場合はここ、こういう場合はここというような決め方は難しいかなというふうに考えておりますので、その都度、その都度の協議をしていきたいというふうに考えております。

議　長（髙橋拓生君）

髙橋伸二議員。

８　番（髙橋伸二君）

それはそれでよろしいのだと思うのですが、昨日の決算監査における会計監査員の監査意見

書、あそこで今の本町役場庁舎内における、まさに世代交代や担務変更に伴っての現状の事務処理上の課題というのが指摘をされているわけです。そういうことからすれば、決められるものと決めておかなければならないものというのは、やっぱり最低限つくっておかなきゃいけないと。こんなこと言いたくないのですけれども、例えばどこかのため池の変状がありましたと。これ何とかしてもらえませんかねという相談受けて、町が即座に対応する体制が取れているかというと、ないわけです。だから私は、今回この問題を地域防災計画上の事前防災と減災という立場から、今の町の取り組みの中に欠けている点を指摘をして、そして、お互いに知恵出し合いながらいい方向性をつくっていきたいと、こういう思いで言っています。先に進みます。

このため池の管理については、いわゆる市町村がその責任母体ではありますけれども、実際の工事の施工などについては岩手県が中心になってこれを具体的に進めるということになっています。岩手県の令和７年３月時点におけるため池防災工事の推進計画というのが、このように定められているのですけれども、この計画の中では、県内の693のため池について対象として挙げています。その中で、本町に所在をしている防災重点用ため池、21か所全てが県の防災対策上のため池として指定をされているわけです。この計画では、町が所有者となっております大堤溜池と丸森下溜池の２か所が、令和８年から令和12年の間に防災工事を実施するのだという対象になっております。

そこで伺いたいのは、この２つのため池の防災工事計画の内容というのはどのようなものですか。

議　長（髙橋拓生君）

小野寺建設水道課長。

建設水道課長（小野寺敏彦君）

大堤溜池と丸森溜池の防災工事の内容という質問でございますけれども、丸森下溜池については、耐震のほうがＮＧとなっておりますので、一般的には堤体の断面積を増やす工事ということになっております。

あともう一つの大堤については、耐震については引っかかっておらなくて、豪雨についてもＮＧが出ておりません。防災工事となっておりますが、これから工事の内容を検討するというようなことと聞いております。

議　長（髙橋拓生君）

髙橋伸二議員。

８　番（髙橋伸二君）

分かりました。

丸森下については、今、言われたように工事の内容がはっきりしているようですが、大堤溜池については、これから工事の内容を検討することになったということですから、そうすると、所有者である町が大堤溜池にどのような不具合があって、どのように修理をしなければいけないかということを、これは当然にして早急に現地調査を行いながら固めていって、県の令和８年度からの防災計画の中に、工事計画の中にしっかりと組み入れていただかなければいけない

というふうに思います。

それは後ほど、もう一度取り上げたいと思いますが、ここでお伺いしたいのは、県の防災工事の予定箇所であると同時に、関係する市町村、いわゆる平泉町ですよね、平泉町の経過観察が必要というふうに判定をされているのです。岩手県が公表している防災工事計画書によると。

では、その経過観察を行うものとして、関係市町村が、あるいは土地改良区などが明記をされているのですが、本町としてどのような対応、観察を行ってきているのかお伺いします。

議　長（髙橋拓生君）

小野寺建設水道課長。

建設水道課長（小野寺敏彦君）

経過観察を行うものとして、町では地震や豪雨の後に災害調査を兼ねて、貯水量が大きく決壊した場合、被害が大きい３つのため池、大堤溜池、花立溜池、茶畑堤の巡視を行い、堤体から漏水が発生していないか、また、変形していないか、クラックが発生していないか等確認しているところでございます。

議　長（髙橋拓生君）

髙橋伸二議員。

８　番（髙橋伸二君）

分かりました。

次に、大平溜池２つありますけれども、どちらの大平溜池もそうですが、大平溜池のほか８か所のため池が同じように経過観察が必要とされているのです、この県の計画では。これについては本町としてどのように対応されていますか。

議　長（髙橋拓生君）

小野寺建設水道課長。

建設水道課長（小野寺敏彦君）

現在は、先ほど申しましたとおり、３つのため池のみ確認を行っているところですけれども、そのほかのため池についても、今後、管理マニュアルを整備して、定期的に経過観察できるような体制にしていきたいと考えております。

議　長（髙橋拓生君）

髙橋伸二議員。

８　番（髙橋伸二君）

地方自治体が行うべき具体的なため池の保全策及び管理という点では、令和２年に施行された防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法というのがございます。この中で定められておりますが、先ほどの町長答弁でも最後に述べられましたように、いわゆる管理者の責任というところがあるのだというふうな答弁でありました。

そこでお伺いしたのは、町が所有者となっているため池の底樋の出口に設置されている底堰及び用水堰の維持管理、保全及び改修は、この特措法上、ため池所有者の責務と考えますがいかがですか。

議　長（髙橋拓生君）

小野寺建設水道課長。

建設水道課長（小野寺敏彦君）

底堰及び用水堰は、ため池の附帯施設と考えられるため、改修はため池所有者の責務と考えているところでございます。

議　長（髙橋拓生君）

髙橋伸二議員。

８　番（髙橋伸二君）

つまり、特別措置法に基づいて対応しなければいけないと。それは簡単に言うと、町が管理責任があって町の責任で改修工事などをやらなければいけないと。こういうことになるわけであります。

それで、具体的にお伺いをいたします。先ほど岩手県が重点防災農業用ため池の防災工事等の推進計画の中で、令和８年度から大堤溜池について着手をすると、こういう計画になっていると。しかし、大堤溜池については耐震構造上の問題はないと、それ以外のＮＧもないと。こういうことで、町としてどのような対策を、工事を求めていくかということが、これからの作業として生じてくるというふうに思います。

既に事前に担当課のほうには情報提供してございますが、大堤溜池の排水施設である底樋出口の底堰と用水堰、これが、あの岩手・宮城内陸地震、そしてその後の東日本大震災により亀裂が発生をしまして、その後の地震を含めて損壊が進行しました。そのため、漏水が発生をして、堤体下部の一部が洗堀をされております。深さは約60センチ。このような状況になっております。既に報告をしてありますけれども、やっぱりこれは放置をしておける状況ではないというふうに私は考えます。私は考えますというのは、町の求めに応じて令和元年に大堤溜池の日常的な管理、草刈りだとか洪水吐の管理、流木の状況、そういったものについては、竜ケ坂多面的機能組織が担うというふうに答えておりますから、特にもこの問題については関心が高いわけであります。

そこでお伺いしますが、早急に現地確認を行っていただいて、令和８年度から県が実施する防災工事計画に組み入れていただきたいと、対処していただきたいと思いますが、いかがですか。

議　長（髙橋拓生君）

小野寺建設水道課長。

建設水道課長（小野寺敏彦君）

大堤溜池の状況、側溝堰の状況も含め、現地を確認して県が実施する防災工事として対処していただくように、町としても要望をしていきたいと考えてございます。

議　長（髙橋拓生君）

髙橋伸二議員。

８　番（髙橋伸二君）

次に移ります。

先ほどの町長答弁では、ため池の管理者などの課題として、管理をする人の高齢化や、あるいは減少によって日常の維持管理が適切に行えなくなっていることは課題だと、このように述べられました。

６年前、令和元年度12月だったと思いますが、町が町内の全てのため池の管理者の実態を調査をいたしました。多分６年経過した今日では、ため池管理者の高齢化や減少、そういったものと相まって農家の世代交代や離農、さらには水利組合などの管理組織の解散、そういう状況の中で、ため池の権利関係が不明となったりしているのだろうというふうに思います。

そこで、お伺いしたいのは、令和元年の調査から６年が経過した今日、地域防災計画に定める21か所のため池管理者の今日の現状がどのようになっているのかという把握をすることが必要ではないかと思うのですが、いかがですか。

議　長（髙橋拓生君）

小野寺建設水道課長。

建設水道課長（小野寺敏彦君）

ため池を管理する人員の高齢化や減少により、草刈り作業等の実施が困難となっている地域があるということで、ため池ハザードマップを作成した際に、草刈り等困難になっているということで聞いているところでございます。

議　長（髙橋拓生君）

髙橋伸二議員。

８　番（髙橋伸二君）

私の質問の仕方が悪いのか。そのような状況になっていることが容易に想定をされるから現状を調査する必要はないのでしょうかねと伺いました。

議　長（髙橋拓生君）

小野寺建設水道課長。

建設水道課長（小野寺敏彦君）

再度、ため池管理者に連絡を取って、実情を今後確認したいと思います。

議　長（髙橋拓生君）

髙橋伸二議員。

８　番（髙橋伸二君）

先ほど老朽化ため池が21か所全てですと、このように言われました。つまり老朽化をしているため池を地域防災重点農業用ため池として指定をしておりながら、６年間、管理の現状がどうなっているかということについて思いが至らなかったというのが現在の姿ですよね。そこがやっぱり、昨日、監査委員が言われた監査報告書の中でのいわゆる事務処理、事務作業やそういったところで、ある意味マンネリ化をしたりして検証機能が働いていないのではないのと、そんなことは書いていません、でも言っていることはそういうことなのです。そこに相通ずるというふうに思うのです。

そこで、何度も何度も申し上げましたし、町長答弁の中にもあったように、中山間地組織であろうが多面的機能組織であろうが組織に加入していない農家の方であろうが、どんどん高齢化が進んだり、離農が進んでいると。だからこそ、ため池の管理を委ねられている住民、私たちも含めた住民が、町が即応体制が取れていないということに対しての不安の増大としてそこに表れてきていると思うのです。だから、災害が発生したときに動くということは当然ですけれども、災害発生前の事前の防災対策、あるいは減災対策として、やっぱりそういったところにふだんから目を向けていくと。多分ふだんため池に行っていないから、言われた３か所しか、しかもそれも地震や豪雨のときしか行っていないから分からないわけです。そうではなくて、ふだんからそうした21か所あるという老朽化のため池に対する対応というのをしっかりしなければいけないと。

したがって聞きたいのは、ため池の管理者が不在となっているところ、ないとは思うのですが、あるいは不明確な場合の管理者の新しく選任をするという問題や、ため池管理の在り方を今後どのように指導、あるいはアドバイスをしていくのかということが問われているのだと思うのです。そのことを先ほどの町長答弁はいみじくも述べていたのだと、このように私は聞いているわけです。

したがって、もう一度言いますけれども、管理者が不在となったり不明確となったり、そうしたところの管理者の新しく選任をするとか、管理の在り方、農水省が定めた管理マニュアルをやっぱりきちっとため池管理をお願いしている方々に理解をしていただかないと、それが日常的にやられていかないということにつながっていくと思いますが、そのことに対する町としての、今後、どのようにため池管理者に対して指導やアドバイスをしていくのか、その考え方をお聞かせください。

議　長（髙橋拓生君）

小野寺建設水道課長。

建設水道課長（小野寺敏彦君）

農業用ため池の管理責任は、あくまでも所有者や管理者にあると認識しております。しかしながら、管理者が不明なまま放置されていることは防災上リスクがあるため、ため池の所有者を町で確認の上、集落組織などに地域での管理体制を働きかけてまいりたいと思っております。

また、ため池の使用がない場合など、防災上、ため池の廃止等検討してまいりたいと思っております。

議　長（髙橋拓生君）

髙橋伸二議員。

８　番（髙橋伸二君）

多分、今の答弁は今回つくられた地域防災計画と、その前につくっている地域防災計画がなぜこのように変わったかということを理解されていない答弁だと思います。それはなぜかと。今の地域防災計画では、21カ所の重点防災ため池指定している。その前は16か所。今の答弁からいくと中身が適合しない、例えばため池の管理の責任はあくまで管理者だと、こう言ってい

るのです。そうすると、現在の地域防災計画上定めている21のため池のうち、町所有が15か所ですから、15か所は町が責任を負わなきゃいけない。今、令和元年12月に町が調べた21のため池の管理者誰ですかということでつくった資料で、管理者と言われている、例えば大堤溜池で言えば竜ケ坂多面的取扱機能ですと。何を管理してもらえるのですかということまで町が決めている。それは堤体の草刈りと倒木処理と見回りと減水対策だよと。それ以外については、町がやらなきゃいけないことなのです。それから個人のため池がありますよね。例えば松の沢溜池、これは所有者は個人です。こういうところは、明らかに個人の管理者ですから個人に責任が帰属をするということは分かる。だけれども、私は今回取り上げているのは、町が所有者となっている15のため池の扱いについてなのです。ぜひため池管理者の支援を含めて、町所有のため池であろうが、個人所有のため池であろうが、ため池所有者、管理者への支援を充実をさせてください。先ほど課長言われたように、農水省がつくった管理マニュアルをきちっと説明をし、理解をしてもらいながら、こういうところを協力してくださいということを含めて早急に対応する必要があるのではないでしょうか。いかがでしょう。

議　長（髙橋拓生君）

小野寺建設水道課長。

建設水道課長（小野寺敏彦君）

農水省のマニュアル参考に、マニュアルを町としても作成しまして、管理者の方はもちろんのこと、町が管理をしていく上で、マニュアルを今後整備して、管理を適切にしていきたいと考えております。

議　長（髙橋拓生君）

青木町長。

町　長（青木幸保君）

１つは、町の管理、民間での管理、個人の管理、集団で管理とか、それぞれ管理は議員おっしゃるとおりあるのですが、こういった制度の中でマニュアルつくるのも当然大事です。例えばいろいろ協力していただくにしても、「草刈りしてけろ」とか「ここを監視してけろ」とかでなく、書き物でというか、目に見える形でお示ししながら、しっかりと管理しなくてはならない。それは個人であろうと町の管理であろうと大事なことです。

先ほど課長の答弁で１つだけ訂正させてもらいますけれども、用途によっては廃止も考えているという部分がありましたが、その部分は訂正させていただきます。というのは、長島地域の特に中山間でもあいった地形の場所でありますし、また、町内には戸河内地域、あと大佐、上平泉地区とそれぞれため池があります。その地域その地域では、そのため池というのは、山も治めているし、その地域も治めている。例えば雨降れば、今まであったため池がなくなれば一気に流れ出すわけですよね。そうすると、今まで想定していなかった災害が発生するという、そういうことになっていきます。

そういった意味では、今のあるやはりため池は、山を治める、地域を治めるには非常に、また、今、いろんな意味での災害リスクが高くなっていますけれども、そこをしっかりと補完し

ていくためには、ため池の重要度というのは、先ほどの私の答弁にもさせていただきましたが、その意識は十分持っております。ただ、それをどうのように管理していくかというのが、一つの先ほども課長答弁にもありましたが、マニュアルはしっかりつくり、それをつくったからそれでよしということではなく、それを町も含めて管理している方々にも、今後、こういうふうにしてやっていきますよと。そのためにもやっぱり住民の皆さんのお力添えがいただけなければ、例えば青線だから全部町でやるということではなく、先ほど答弁しましたように、青線も地域の人たちの協力もらって毎年堰払いしてもらっています。今まで一朝で済んだのが、人数も足りなくなって１日かかるようになったという地域もあります。青線は町の管理でもありますけれども、受益者が自分たちの田んぼとか池にとか、自分たちの思いで管理している用水路もありますから、そういった意味では、地域の皆さんにその辺もご理解いただきながら、引き続きご協力もいただかなくてはならない。自分だけでは修復のできない、例えば今まで管理していた堰が大きく崩れたり、その崩れたところが民間の山であったり、農地であったり、そういった部分も当然出てきますから、それは、先ほど農林課長が答弁したように、状況を判断しながら、単純にケース・バイ・ケースというだけではなく状況も判断しながら早急にやらなくてはならない部分、若干時間かかる部分というのも、地元受益者にも説明をしながら、しっかり取り組んでいかなくてはならないというふうに思っております。

いずれ、岩手県でも最もコンパクトな町とは言いながらも、やはりそこに住む人たちのお力添えをいただきながら、また、ご相談にも乗っていただきながら、「ここはこういうふうに地元の人たちでやってください」「これは町で今後検討します」とかいう部分を、見える形でしっかりと説明し、そして進めていくのもまた新たな管理方法だというふうに思いますので、ご理解賜りたいというふうに思います。

議　長（髙橋拓生君）

髙橋伸二議員。

８　番（髙橋伸二君）

町長いみじくも言われましたように、昨今のように異常気象でもって、いつ、どこで、どのようなゲリラ豪雨が起きる、あるいは線状降水帯が発生をして何十年に一度のような大雨ということが日常茶飯時になってきているわけですね。そういう状況から見れば、ため池の果たす役割というのは、冒頭私が申し上げたように、農業用水や、あるいは多種多様な生物の問題だけではなくて、そうした集中豪雨時における湛水機能を持たせると。今、田んぼそのものにも湛水機能を持たせて洪水から住民の生命、財産を守ろうと、こういう動きが出ているわけですから、極めて大切な問題なのです。

ただ、今、町長が言われたことに、私、あえて補足して意見を申し上げさせていただければ、個人が管理をするため池、町が所有権のあるため池、いずれもそうなのですが、管理が行き届いていないということで、土砂が堆積をして湛水能力が浅くなっているというような状況。これは個人の管理のため池、町の管理のため池、いずれも問わず、それを解消するというのは難しさがあります。もちろん放射能問題もそこには関わってきます。

そういう中にあっても、町長言われましたように、地域住民やため池を管理されている個人や団体、そういったところから町に対して相談があったときに、町として懇切丁寧にそうした住民の不安に寄り添う、不安を取り除くための対応というのが求められていると。このことを今日の質疑を通じてお互いの共通認識として持ち合っていただければ、大きな議論を積み上げてきた効果があるのではないかと、このように申し上げまして、私の質問を終わります。

議　長（髙橋拓生君）

これで、髙橋伸二議員の質問を終わります。

暫時休憩といたします。

休憩　午前１０時５７分

再開　午前１１時０７分

議　長（髙橋拓生君）

再開いたします。

通告５番、真篭光幸議員、登壇、質問願います。

７番、真篭光幸議員。

７　番（真篭光幸君）

質問通告５番、真篭光幸であります。

令和７年度９月会議におきまして、一般質問させていただきますことに感謝を申し上げます。

今回質問いたしますのは、３件であります。

１件目は、農機具マッチング事業について伺います。

このことは、令和７年６月会議の一般質問で伺ったものであります。

高齢化でリタイヤする農家で不要となる農機具を新規就農者や農業者、担い手等へ譲渡するマッチング事業の導入に向けて、先進事例を調査し、制度設計するとのことでありましたが、事業の実施に向けたその後の具体的な進捗を伺うものであります。

２件目は、クマ被害への対策について、４項目伺います。

昨年の東北地方のブナは豊作傾向であり、今年は子グマの数も増えていると予測されています。しかし、今年はツキノワグマが食べるブナの実の大凶作が予測されています。秋に向けたクマへの十分な警戒が必要でありますが、その備えについて伺います。

２つ目は、町内に生息するツキノワグマの個体数について、調査等を実施し把握する必要があると考えます。科学的に管理するための生息数調査の予算措置を検討できないかを伺います。

３つ目は、鳥獣保護管理法の改正により、今月から市町村長の判断で猟銃の発砲が可能になりましたが、国の示した発砲の判断や捕獲方法、安全対策に対するガイドラインはいかようであったか伺います。これは主に安全確保の内容と手順について課題はないかを伺うものであります。

４つ目は、緊急銃猟の際の弾丸で住宅などへ損失補償する保険掛け金の予算措置について伺

います。

３件目は、水泳の実技授業の課題について、３項目伺います。

１つ目は、猛暑による熱中症のリスクへの対策を伺います。

２つ目に、ジェンダーに対する配慮はどのようかを伺います。

３つ目は、実技授業を廃止する小中学校が増えていることについての見解を伺います。

質問は以上であります。簡潔に答弁をいただきますようお願いいたします。

議　長（髙橋拓生君）

青木町長。

町　長（青木幸保君）

真篭光幸議員からのご質問にお答えをいたします。

初めに、農機具マッチング事業についてのご質問がありました。

事業の実施に向けた具体的な進捗についてですが、これまで先進事例について聞き取り調査を行い、マッチングの手法、課題などについて情報を得ているところであり、これらの情報を基に、現在事業実施に向けた要綱の素案を作成中であり、11月の広報で広く周知して事業実施してまいります。

続いて、クマ被害への対策についてのご質問がありました。

初めに、クマ被害への備えについてですが、８月にツキノワグマ人身被害防止についてのチラシを配布し、町民に対し注意喚起を実施しておりますが、今後も継続して周知を図ってまいります。出没時の対応については、状況に応じて、追払い、緊急銃猟等と合わせて防災無線やＳＮＳでの周知を行うなど、関係機関と連携して実施してまいります。

次に、科学的に管理するための生息数調査についてですが、岩手県において、令和２年度に県内のクマ生息数調査を実施しており、ツキノワグマ管理計画の更新の都度、実施することとされております。その計画に基づいて、当町においても、毎年特例許可として捕獲頭数が配分されております。県では来年度生息数調査が行われる予定であり、それにより管理計画の更新が行われ、当町においての特例許可の捕獲頭数が配分されることから、当町においての独自での生息数調査については考えておりません。

次に、鳥獣保護管理法の改正による国の示した緊急銃猟ガイドラインについてですが、ガイドラインでは、各主体の役割、事前準備、緊急銃猟の実施、事例、緊急銃猟の留意点、警察との連携などの項目について、詳細に内容や手順について示されております。

例えば緊急銃猟を実施する際の安全を確保するための内容としまして、通行禁止・制限範囲、地域住民等の避難範囲の確定や、通行の禁止・制限を実施する場所の管理者等への協議・事前連絡、住民への周知、捕獲関係者の配置・安全確保についての手順、手法が示されております。当町においても、国のガイドラインに沿って適切な安全管理を講じながら対応してまいります。

次に、緊急銃猟の際の弾丸で住宅などへの損失補償する保険掛け金の予算措置についてでありますが、国の指定管理鳥獣対策交付金を活用し、本９月会議において一般会計補正予算案を上程させていただいているところであります。

私からは以上であります。

議　長（髙橋拓生君）

吉野教育長。

教育長（吉野新平君）

真篭光幸議員からのご質問にお答えいたします。

初めに、水泳の実技授業における熱中症リスクの対策についてご質問がありました。

当町では、児童生徒の安全を最優先に、安心して学習できる環境を確保しつつ水泳の授業を実施しております。

令和６年３月には、平泉町立学校熱中症対策ガイドラインを策定し、暑さ指数に応じた運動基準を明確にしており、暑さ指数31以上の場合には、原則として運動を中止することとしております。また、日本スポーツ協会や日本水泳連盟が示す水温と気温の合計が65度以上となる場合の指標も参考にしながら、安全面に配慮した授業を進めております。

各学校では、授業開始前に移動式の温度計や暑さ指数計を用いて気温や水温を測定し、その結果を踏まえて授業の可否を判断しております。その上で、日々の気象情報や暑さ指数を確認し、必要に応じて泳ぐ時間の短縮や時間帯の変更、屋内での活動への切替えを行ってまいりました。さらに、プール学習の熱中症や脱水症状による体調不良を予防するため、職員会議において症状のサインや対処法を共有し、万が一に備えてＡＥＤを設置し、即時に使用できる体制を整えております。加えて体調不良者を見逃さないよう、教職員を増員して目視による安全確認を徹底するとともに、児童生徒にはプールサイドへ水筒を持参させ、適切な水分補給を行うよう指導しております。また、体調不良等による授業を見学する児童生徒については、炎天下のプールサイドではなく、校舎内で教員と共に学習を行うようにし、高温環境に長時間さらされることを避けるなど、健康面に配慮した対応を実施しております。

今後も策定したガイドライン等に基づき、学校における適切な判断を確実に行い、学校と連携しながら熱中症のリスクに十分配慮し、児童生徒が安心して水泳学習に取り組めるよう安全管理に努めてまいります。

次に、ジェンダーに対する配慮についてのご質問がありました。

昨今、学校教育におきましても、性差や身体的特徴に配慮していく必要性が高まっており、特にも水泳の実技授業では、着替えや水着の形態などに関して、性差に関する知識や体形の違いなどへの配慮が必要であると認識しております。さらには、文部科学省の生徒指導提要や日本スポーツ協会のガイドラインでも、更衣や服装の配慮、アウティング防止、当事者の意向尊重が重要とされております。

以上のような状況を踏まえ、当町の小中学校においては、着替え場所の確保については、あらかじめ性別で区分けされている以外の更衣室を確保したり、ラッシュガード等のジェンダーレス水着の導入など、児童生徒が安心して授業に参加できる環境づくりに努めております。今後も保護者や児童生徒からジェンダーに関する意見や要望を尊重しながら、柔軟かつきめ細やかな対応に取り組んでまいります。

次に、実技授業の廃止についてのご質問がありました。

水泳の学習につきましては、近年、一部の小中学校において水泳の実技授業を廃止する動きがあることを把握しております。この背景には、プール施設の老朽化や維持管理費の増大、猛暑による熱中症リスク、さらに児童生徒の心理的負担やジェンダー配慮不足などの課題があると考えられます。しかしながら、小・中学校学習指導要領において、水泳学習は小学校低学年から中学２年まで必修とされており、児童生徒の体力向上や健康増進に加え、水の安全や危険回避の技能を習得する上で欠かせない教育活動として位置づけられております。

当町では、熱中症対策の徹底や着替え・水着に関する配慮など、児童生徒が安心して学習に参加できる環境整備に取り組んでいることから、現時点においては、水泳の実技授業を廃止する必要はないと考えております。

以上でございます。

議　長（髙橋拓生君）

真篭光幸議員。

７　番（真篭光幸君）

大変簡潔に答弁いただきましてありがとうございました。

何点かだけお尋ねをしたいと思います。

農機具マッチング事業についてでありますが、このことは３月会議、６月会議と伺ってまいりまして、今回が質問のゴールとするものであります。

先進事例の調査を終えて、いよいよ実施に向けた準備に入ったという答弁をいただきました。この事業の許容性については、農林課長の理解と実施に向けて真摯に取り組んでこられましたことに感謝を申し上げるものであります。

その上で、一つだけ確認をしておきたいのですが、この事業のフローについてイメージをお知らせください。

議　長（髙橋拓生君）

佐々木農林振興課長。

農林振興課長（佐々木元君）

フローということですけれども、まずは農機具が不要になった方々の情報を得まして、その情報をホームページなどで周知をしまして、それが必要な方があれば町の役場のほうに連絡をいただいて、その後、提供する方にその情報を共有していいかどうかというところを確認しまして、その後に、あとはお互いに契約といいますか話をしていただいていくというような形で進めたいというふうに考えております。

議　長（髙橋拓生君）

真篭光幸議員。

７　番（真篭光幸君）

11月頃に実施をされるということでありますので、この事業が町の農業振興に寄与するものと期待するものであります。

クマの被害防止対策について伺います。

この質問を通告する後に、８月30日でありましたか、高舘橋付近、それから佐野公民館前ということで、クマが出没をしました。昨日、そのクマの足跡をスマホで撮った写真を見せていただきましたけれども、帽子を置いてそのそばで撮ったんですが、ほとんど同じぐらいの外径というのでしょうか、随分巨大なものだなということで驚いた次第であります。

最近、こうした人と熊との不幸な出会いが各地で相次いでいます。北海道福島町では、新聞配達員の男性がヒグマに襲われて亡くなりましたし、本県北上市和賀町山口地区におきましては、住居の中でツキノワグマに襲われて高齢女性が死亡するという国内で初めての大変ショッキングな被害が起きました。この山口地区、実は中尊寺ハスを株分けした多聞院井澤家があるわけですが、このハスを実は見に行って、そうした状況を聞いてきました。周辺にも住宅が点在しておって、そうした集落内で起きているということです。また、一関萩荘地区や厳美地区でも倉庫の米袋を狙って繰り返し侵入をする被害が起きております。昨日のニュースでは、宮城県加美町の住宅に何回も入るクマの様子が撮影されておりましたが、このメロン、スイカ、モモ、畑作物、果樹、人間界の味に目覚めた個体が非常に多くて、冬眠もしない、もはやいつでもどこにでも現れる可能性があります。ドラえもんのどこでもドアではありませんが、どこでもベアであります。こうした市街地に近づけない対策が急務であります。

農林振興課から８月にツキノワグマの人身被害防止についてというチラシが出ております。特に人里における対策ということで挙げておられますが、ただ、これは人がそこに住んでいる場合の住人が行うものを対策としてやるのだということを指しているのだと思います。そうでない共用部分といいましょうか、不在だったり、その他の箇所の部分の対策をどうするかというのが非常に課題なのかなと思います。

そこで伺いますが、クマが身を潜めて移動する河川や橋の下に繁茂する草木の除去、そうした箇所の把握、点検の実施の必要性について見解を伺います。

議　長（髙橋拓生君）

佐々木農林振興課長。

農林振興課長（佐々木元君）

身を潜める河川や河川の橋の下に繁茂する草木の除去については、各管理者において行われているというようなところでございます。そのほかの部分については、町内のパトロールができればよろしいのでしょうけれども、常時行うことは難しいなというふうに考えているところでございます。ですので、町民の皆様のご協力をいただきながら、目撃等の情報があればご報告をいただいて、適宜対応してまいりたいというふうに考えております。

議　長（髙橋拓生君）

真篭光幸議員。

７　番（真篭光幸君）

また、扉が壊れたままで放置されているような空き家、また、農地の使われていない物置小屋とか、クマが入り込む余地の可能性のある建造物の把握もやはりしておかなければいけない

のではないか、そういった点検の対象については、どうお考えでしょうか。

議　長（髙橋拓生君）

佐々木農林振興課長。

農林振興課長（佐々木元君）

扉が壊れたまま放置されている空き家の物置小屋の所在の確認につきましても、各行政区長さんですとか、地域住民の方々の情報をいただきながら、そうして対応していきたいというふうに考えております。

議　長（髙橋拓生君）

真篭光幸議員。

７　番（真篭光幸君）

同様に不在家屋、敷地、農地などにある、もう既に放置されたままの柿の木、栗の木、こういった果樹、クマを寄せる原因になっておるわけですが、渋柿といってもドングリに比べればクマにとっては最高にうまいものであって、秋田県では渋柿の味を覚えたクマが次々に柿をあさるようになったとの事例があります。こうした不要な柿の木、桑の木などの伐採を促す取り組みも必要だと思います。

被害防止についてのチラシの中にも、庭先果樹は適期が来たらなるべく速やかに収穫するという項目があるのですが、この不在の箇所にある柿の木、こういったものも実は先進事例といっていいのかどうか、地域おこし協力隊が不要な柿の木を切って貢献しているという地域もあるということが報道されておりますが、こうしたものの伐採を促す取り組みについてはどうお考えでしょうか。

議　長（髙橋拓生君）

佐々木農林振興課長。

農林振興課長（佐々木元君）

不要な柿や栗などの放任果樹の伐採につきましては、国の交付金であります鳥獣被害防止総合支援事業を活用しまして、鳥獣被害防止対策協議会のほうで令和６年度より実施しているところでございますし、今年度においても、その事業を活用しまして実施していく予定というふうになってございます。

議　長（髙橋拓生君）

真篭光幸議員。

７　番（真篭光幸君）

どこにでも出るどこでもベアなので、21行政区のそうした出会いの危険性のある箇所に、遭遇危険マップ的なものの作成、配布というのも検討してみたらいかがでしょうか。

議　長（髙橋拓生君）

佐々木農林振興課長。

農林振興課長（佐々木元君）

マップにつきましては、過去５年ほどの出没状況をマップにしたものを役場の庁舎の玄関の

ところに配置しているというところでございます。

議　長（髙橋拓生君）

真篭光幸議員。

７　番（真篭光幸君）

地図にただシールをぺたぺた貼ったものではなくて、例えば、今、農協の営農センターに貼ってありますけれども、巨大なクマのビジュアルで住民に訴えるようなポスター掲示というのがやっぱり必要ではないかと思います。

生息数の把握についても再度伺っておきますが、環境省が見積もっていますツキノワグマの個体数は４万2,000頭とされております。しかし、この推定には２万2,000から５万5,000頭という幅がありまして、大変精度に欠けるものであります。

これはなぜかというと、出没情報を基にしているからであって、なかなか科学的な調査ではない。令和５年度だけでも約7,700頭を捕殺をしておりますが、過激駆除による絶滅に追い込むリスクもあります。高過ぎた狩猟で九州では既に絶滅をしておりますし、四国でも絶滅寸前と言われています。人の生活圏に定着しない対策が必要であるわけですが、市街地に出たらの現場対応だけではなくて、過剰駆除になる可能性を排除し抜本的な対策を取るためには、やはりこうした科学的な調査が必要であると思います。

答弁では、来年度岩手県において生息数調査が行われるとのことですが、県内各自治体への捕獲頭数配分数を算出するための生息数調査だけではなくて、そこにいる個体数をどのように見積もることができるかというのが諸対策の礎だというふうに考えるものであります。

実証実験としてＡＩを使った、またドローンによる調査を実施した自治体もありますが、本町においても、そうした先進事例を調査し検討すべきだと思いますがいかがでしょうか。

議　長（髙橋拓生君）

佐々木農林振興課長。

農林振興課長（佐々木元君）

先進事例の部分でございますけれども、秋田県の仙北市において市内の民間企業から提案があって、ドローンを使った生息数調査を実証実験を行ったという事例がございました。ございましたけれども、結果としましては、そのドローンに登載されている赤外線カメラの精度ではなかなか生息調査までは難しかったというような報告がありました。それによって実証実験は行いましたけれども、予算を伴った本格的な実施というのは考えられなかったという報告はいただいておりますので、そこまで町として、そこまでの生息数調査については、現在のところはまだ考えていないところでございます。

議　長（髙橋拓生君）

真篭光幸議員。

７　番（真篭光幸君）

環境省がまとめました都道府県別の出没件数は、年間で岩手県が令和５年度5,877件、令和６年度が2,857件で圧倒的に全国最多であります。２位の秋田県の3,733件、1,317件をはるかに凌

駕しています。もちろん面積が日本一ということもあるのですが、厳冬期においても、岩手県では令和５年度に15件、令和６年度に17件の報告がされております。いつでもどこでもクマの被害に遭う可能性が岩手県は日本一であります。

先ほどの秋田県仙北町は角館でありますが、ＡＩを活用した生息数の調査など、ＡＩの技術はかなり進歩している調査会社も存在しておりますので、ぜひ今後もそうした先進事例を調査しながら検討していただきたいというふうに思います。

次に、今月に施行されます改正鳥獣保護管理法について伺います。

緊急銃猟の際の役場、警察、消防、ハンターなどとの建物内や住宅区域での合同訓練、言い換えればリハーサルでありますが、これは行う予定はいつ頃になりますでしょうか。

議　長（髙橋拓生君）

佐々木農林振興課長。

農林振興課長（佐々木元君）

警察やハンターなどの関係機関との合同訓練についてというところですけれども、９月、今月に県におきまして、市町村職員向けの机上訓練、それから実地訓練の見学会が行われる予定でございます。当町としても、そちらのほうにまずは参加していきたいと思っております。その様子を参考にするなどして、当町及び一関管内での関係機関合同での訓練や研修会などについて、対応を検討しているというところでございます。時期についてはまだ未定でございます。

議　長（髙橋拓生君）

真篭光幸議員。

７　番（真篭光幸君）

先発で随分とそちこちでリハーサルを行っている自治体があります。８月25日に新潟県新発田市で市、警察、地元猟友会などが合同訓練を行いまして、交通規制、住民避難、銃猟という一連の流れを確認しております。

市の担当者は、訓練はイメージをつかむことがその目的であるというふうに報道されておりました。早急な取り組みを求めるものだと思いますので、ぜひ今後の一関地区との合同訓練を速やかに実施できるように整えていただきたいと思います。

次に、銃猟の弾丸の行方による人的、物的な損害については、保険掛け金の補正予算措置が講じられておりますが、ハンターや役場職員、また、警戒に当たる消防団員等への保険については、どのように措置をされるのかを伺っていきます。

議　長（髙橋拓生君）

佐々木農林振興課長。

農林振興課長（佐々木元君）

ハンター、町職員、消防団員の補償につきましては、ハンターにつきましては町の鳥獣被害対策実施隊というところでございまして、非常勤特別職というふうになります。それから消防団につきましても非常勤特別職ということになりますので、町職員と同様に公務災害補償が適用されるというところでございます。

議　長（髙橋拓生君）

真篭光幸議員。

７　番（真篭光幸君）

それと、訓練の中でいろいろ課題になっておるのが、例えば住居内にもしくは住宅の込み入ったところにクマが逃げ込んだ場合、遭遇した場合、発砲するのは非常に困難な場面も想定されるわけですが、ハンターが撃たないという拒否をすることも当然権利としてありまして、ニュースでも北海道の例が放映されておりますけれども、そうしたことも含めての検討会というのはされているのでしょうか。

議　長（髙橋拓生君）

佐々木農林振興課長。

農林振興課長（佐々木元君）

ハンターの方々との情報共有につきましては、今後、適切に行っていきたいというふうに思っておりますけれども、いずれ緊急銃猟をする際に、安全の確保というところが一番重要な部分でございますので、そこがクリアできなければ実施はできないというふうに考えておりますので、そこはハンターの方々との情報共有をしっかりとしていきたいというふうに考えております。

議　長（髙橋拓生君）

真篭光幸議員。

７　番（真篭光幸君）

その安全確保が非常に手間がかかる。そして、クマはそこにじっとしていないので、しょっちゅうそちこち動き回る中で、安全確保とはどうするのだ、交通整理とはどうするのだということで、そんなことやっている間にクマは逃げるべというふうに北海道のハンターが言っておりましたが、非常に難しいのだろうというふうに、困難な事態が非常に発生することが想定されますので、そのあたりについてもやはり迅速に行えるような訓練は複数回と言わず、定期的に行う必要も出てくるのではないかというふうに思います。

クマへの銃弾が住宅に届くおそれのある場合、もしくは近隣に人がいる際に、猟銃所持の許可を取り消されたというハンターが北海道にいまして、今、裁判になっておるのだそうですけれども、そうしたことの危険性もあるので、発砲を拒否したいという、拒否してもいいのだというふうに北海道の猟友会は言っているわけです。だから、そのようなことも当然検討しながら進めていかなくちゃいけないというふうに思います。

環境省の示すガイドラインでの課題として考えられるのは、やっぱりクマが動くので、状況が刻一刻と変わる、対応が刻一刻と変わって後手に回る可能性がある。警察と自治体のどちらの権限で発砲するのか、その判断が非常に難しくなるケースが想定されると思います。様々なシミュレーションをして対応マニュアルを整備しなければならないと思うのですが、そのマニュアルの作成については、どんな感じでいらっしゃるかお伺いします。

議　長（髙橋拓生君）

佐々木農林振興課長。

農林振興課長（佐々木元君）

マニュアルの作成につきましては、県のマニュアルを参考にして作成はしておりますけれども、県のほうでも随時見直しをしているというような状況でございますので、必要に合わせて町のマニュアルについても見直しをしていきたいというふうに考えております。

議　長（髙橋拓生君）

真篭光幸議員。

７　番（真篭光幸君）

かつては奥山と市街地の間に位置した農山村の存在が、里山の存在がクマに生息領域の区分を知らせていたのでありましたが、高齢化や人口減、また、耕作放棄などの進行でその機能が衰退をしておるのだと思います。人身被害の増加を防ぐために、クマは指定管理鳥獣に位置づけられておるわけですが、捕殺することが目的ではなく、人の生活圏に寄せつけない対策こそが必要であると思います。里山の未利用果樹の撤去や、市街地への侵入経路となる河川敷の茂みの整理、人家のごみ管理が不可欠であります。ぜひとも緊急銃猟に至らぬように、町民の理解と協力を仰ぎ、不幸な出会いを防ぐ施策をぜひ検討いただきたいと思います。

最後になりますが、学校プールの実技授業についてお伺いします。

答弁をいただきました熱中症となるリスクを避けるために、いろんな条件というのか基準について答弁をいただきました。

そこで、そうしたリスクを避けるために水泳授業の開始時期の前倒しという取り組みについてはどのようにお考えでしょうか。

議　長（髙橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

授業の前倒しといったようなご質問かと思いますが、いずれにいたしましても猛暑等が予想される場合につきましては、当日の気象情報であったり、あとは暑さ指数などを踏まえて、必要に応じて午前中の涼しい時間帯といいますか、そういったところに水泳の授業を実施しているというようなところで、柔軟な時間割の変更に対応しているといったような状況でございます。

以上でございます。

議　長（髙橋拓生君）

真篭光幸議員。

７　番（真篭光幸君）

随分６月実施の学校が増えているということでありますので、その辺は柔軟に対応していただきたいというふうに思います。

もう一つ、プールの経年劣化、老朽化に対する改修に必要性、また、維持費の状況について伺います。

議　長（髙橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

プールの老朽化や維持費の関係でございますが、プールの施設につきましては、老朽化であったり維持管理で課題があるところは認識しているところでございます。

維持管理費につきましては、当町におきましては、水道光熱費であったり、薬剤費、あとは点検に要する費用などを合わせて、昨年度の実績で各校それぞれではございますが、３校平均いたしますと約年間50万円程度費用を要しているといったような状況でございます。

あとは、施設の改修でございますが、平泉小学校プールにつきましては、平成17年に完成しておりますし、長島小学校におきましては、昭和48年２月、平泉中学校におきましては、平成25年１月に完成しているといったようなところで、特にも長島小学校の施設がかなり老朽化が進んでいるといったようなところでございます。

ここ最近、各学校におきましては、ろ過装置を数年に１回、定期的に修繕しているといったようなところで、１回にかかる修繕がまず50万円程度かかってくるというようなところでございます。

また、先ほど申したとおり、長島小学校プールがかなり老朽化しているといったようなところで、施設をどう維持していくかというようなところもございます。プールの中の塗装といったようなところも、今後どうしていくか、かなり費用も長島小学校のプールの改修といったところで、今、見積もってみますと、やはり1,000万円ぐらいかかるといったようなところもございますので、そういった費用を維持管理していく上で、今後、長島小学校のプールの在り方というのも考えていく必要があるのではないかなと思ってございます。

以上でございます。

議　長（髙橋拓生君）

真篭光幸議員。

７　番（真篭光幸君）

今後少子化が進み、平泉でも年間20人弱の子供しか生まれていないという中で、学校プールの在り方についても、また、授業の在り方についても、例えば長島小学校と平泉小学校のプール授業を合同で平泉小学校のプールを使って行うといったようなことは可能でしょうか。

議　長（髙橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

合同のプールの授業といったようなところでございますが、実は本年度、水不足の関係から平泉小学校におきましては、夏休みのあたり７月の下旬からずっと、ちょうど夏休み期間に入ったのですが、プールを使用できない期間がございました。そういった対応といたしまして、例えば今回は平泉小学校が使えなったというような状況でございますが、そういった状況の中、子供たちのプールの授業といったようなところで、例えばスクールバスを活用しながら長島小

学校の授業がどうかといったようなところなども内部では一応検討はしたというようなところもございます。そういったことがもし可能であれば、今後の長島小学校のプールの授業の在り方につきましては、スクールバス等を活用しながら平泉小学校でといったようなところも今後検討していく必要があるのではないかと考えてございます。

以上でございます。

議　長（髙橋拓生君）

真篭光幸議員。

７　番（真篭光幸君）

それでは、ジェンダーについてお伺いしますが、水着への抵抗感を示す生徒についてどのような実例があったかお知らせいただけますか。

議　長（髙橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

ジェンダーに関する実例といったようなところでございますが、現在のところジェンダーに関する相談といいますか、ご意見等につきましては、教育委員会のほうではまだ把握していないといいますか、そういった事例はないというようなところでございます。

以上でございます。

議　長（髙橋拓生君）

真篭光幸議員。

７　番（真篭光幸君）

では、時間も来ましたので最後の質問にしたいと思いますが、学習指導要領では、答弁で言われましたように水泳の授業は小学校１年から中学校２年までが必修となっておるわけでありますが、本県滝沢市では新型コロナウイルス禍で健康面の配慮を徹底した以降、体調不良の申出を尊重するようになったという報道がありました。その結果、令和５年度には一部の中学校では４割近くの生徒が欠席を申し出たと言います。最近では体形をほかの生徒に見られることを嫌がる生徒が増えていると感じるという報告もされております。

滝沢市教育委員会の担当者の話ですが、以前から、肌や水着姿を見せたくないという気持ちはあったかもしれないが、近年はそれがより表われるようになった。そうすると無理にプールに入れとは言えないのだというふうに話されておりました。結果、今年度から市立中学校６校全てで実技を廃止をしています。答弁では現時点での実技授業を廃止する考えはないということでありましたが、今後こうした傾向は進むことになると思われますか。今後の方向性について見解を伺っておきます。

議　長（髙橋拓生君）

吉野教育長。

教育長（吉野新平君）

水泳授業についての、中止についてのお話でございました。

私も実は岩手県内の中学校、滝沢の中学校で水泳しないということはとてもショックで新聞を見ました。内容を見てみますと、やはり先ほどの答弁のとおり、露出することに対して非常に抵抗を持っているという生徒が多いというようなことのようですが、これ今に始まったことではなくて、昔から成長段階において、中学生はやはり肌を見せたくないというのはあったように記憶しております。ただ、それが、今、いろんなＳＮＳとか、いろんな情報過多の時代の中で、それぞれ嫌なことをしっかり発信できるような時代になっていったのも事実でございます。それも尊重したいなとは思っておりますし、これからもそれは続いていくのだろうと思います。

大切なのは、やはり子供たちから水難事故から身を守るという安全、それをしっかりと身につけさせていきたい。泳力も大切なのですけれども、水難事故、どこでゲリラ豪雨があったり、いろんな水難事故が予想される中で、そういう力を身につけさせてあげたいというのが一番でございますので、小学校のときに身につけたからそれでいいだろうということではなく、せっかく整ったプールが平泉町内にありますので、活用しながらぜひそういう啓発もしていきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

議　長（髙橋拓生君）

真篭光幸議員。

７　番（真篭光幸君）

先ほど教育長が言われましたように海や川で溺れた際に命を守るためにも、やはり水泳の実技授業は大変重要であると思います。座学には限界がありますから、そうした実際に触れる、見る、親しむということが重要なのだろうと思います。

老朽化するプールの維持には多大な費用が発生しますし、子供たちの意思を尊重する風潮やジェンダーへの配慮も求められるなど、水泳実技授業の継続が困難になっている現状があります。水泳実技は技術の習得だけではなく、思考力や判断力を養うものとも言われております。水着への抵抗を示す生徒への配慮にはラッシュガードなどの露出が少ない水着の導入も検討するなど工夫しながら、授業の廃止で水泳離れがおきないように望むものであります。

以上で私の一般質問を終わります。

議　長（髙橋拓生君）

これで、真篭光幸議員の質問を終わります。

暫時休憩といたします。

休憩　午前１１時５７分

再開　午後　１時００分

議　長（髙橋拓生君）

再開いたします。

通告６番、阿部圭二議員、登壇、質問願います。

阿部圭二議員。

５　番（阿部圭二君）

通告６番、阿部圭二です。

それでは、通告に従って質問のほうをさせていただきます。

質問は４点です。

まず１点目、帯状疱疹ワクチンの接種補助について。

65歳以上から５歳ごと70歳、75歳と帯状疱疹ワクチンへの助成をしている。５歳刻みをなくし、65歳以上なら接種の助成を受けられるようにすべきと考えるが、いかがか。

２点目、コミュニティバスについて。

コミュニティバスは、今年10月から役場にも停車すると聞く。役場以外にも新たなバス停の設置、あるいはルートの変更などあるのかを伺います。

３点目、特産品等の開発について。

旅の目的に関する消費者調査では、一人旅が増え、旅行目的はリフレッシュで、旅に求めるのは、「おいしいものが食べたい」や「リラックス」が増えている。お菓子や名物となるような食べ物を新たに作っていくことが必要ではないか伺います。

４点目、生活困窮者エアコン購入費等補助事業について。

８月から実施されている生活困窮者エアコン購入費等補助事業について、領収書などの提出後に補助金が交付される仕組みとなっている。基本的に生活困窮者であり、補助上限額まで購入した場合は一時的に８万円を準備しなければならず、大変と考える。役場から設置事業者への直接的に支払いを行うなど制度の充実が必要と考えるが、いかがか。

以上となります。よろしくお願いします。

議　長（髙橋拓生君）

青木町長。

町　長（青木幸保君）

阿部圭二議員からのご質問にお答えいたします。

初めに、帯状疱疹ワクチンの接種補助についてのご質問がありました。

令和７年４月に帯状疱疹の発症と重症化予防を目的として、帯状疱疹ワクチンが定期接種化されました。接種の補助につきましては、定期接種の対象である65歳の人、60歳から65歳未満の人でヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有する人のほか、５年の経過措置として、65歳以上の５歳刻み年齢の人に対し、ワクチンは１回4,000円、不活化ワクチンは１回１万円の費用助成を行っているところであります。現段階では、補助対象年齢の拡大は予定しておりませんが、定期接種対象者には個別に通知し、接種を希望する人が接種機会を逃さないよう、引き続き周知に努めてまいります。

続いて、コミュニティバスについてのご質問がありました。

コミュニティバスにつきましては、令和４年度から本格運行を開始し３年が経過したところ

でありますが、昨年度に、町、交通事業者、関係団体などで構成する平泉町地域公共交通会議にといて実施しました町民アンケートやコミュニティバス利用者へのヒアリング調査におけるご意見などを受けまして、利便性をさらに向上すべく、今年の10月から運行内容を変更いたします。

今回の主な変更点につきましては、バス停３か所の新設、時刻表の見直し、フリー乗降区間の見直しとなります。バス停につきましては、新たに役場バス停を設置し、役場やエピカへの用事に利用しやすくするほか、平泉町地域公共交通会議が実施した現況調査で把握した平泉地区の公共交通空白地域を解消するため、新たに片岡バス停及び大平バス停を設置するもので、これに伴い一部ルートが変更されます。時刻表の見直しにつきましては、買物や通院、悠久の湯の利用が便利になるよう、曜日ごとに利用する用途の実態に応じて運行時刻を見直すほか、フリー乗降区間につきましては、国道４号及び県道300号を除く全ての区間で自由に乗り降りできるように変更いたします。

以上が今回の見直しの概要となりますが、引き続き平泉町地域公共交通会議を中心に、町民の日常的な移動手段である地域公共交通網の確保、維持に努めてまいります。

続いて、商店街など町の活性化についてのご質問がありました。

旅行の目的は多種多様であり、個人差もあると思いますが、一般的にはグルメ旅行やリフレッシュ、新たな体験、人との交流などを目的に旅行に出かける方が多いと認識しております。特にも、現地の特産品を含めた「おいしいものが食べたい」いわゆるグルメ旅行を目的に行き先を選定する方も多いと感じております。当町でのお菓子や名物となるような食べ物は少ないものの、平泉ならではの特産品を新たに作っていくことは極めて重要であると認識しており、商工業の振興と観光振興に欠かせないものと考えております。

これまで町では、特産品開発支援事業補助金の創設により、町内事業者が新たに特産品の開発と販売を促進する事業に対して補助金を交付しております。対象経費として、特産品の開発に要する経費、商品のパッケージ制作に要する経費、販売促進に係る広告宣伝に要する経費などに対して補助金を交付しております。周知方法としては、町ホームページ、創業支援ネットワーク会議や企業懇談会などで情報共有をしております。近年は、年間１件程度の実績ではありますが、引き続き補助金制度の周知を図りながら、町内事業者の特産品開発に対する支援を継続してまいります。

続いて、生活困窮者エアコン購入費等補助事業についてのご質問がありました。

本事業につきましては、熱中症対策事業として、本年８月１日より住民税非課税世帯向けにエアコン本体の購入・設置工事に対して補助を行う事業として実施しているものです。本事業の手続きは、エアコン購入前に補助金申請を行っていただき、書類審査後、補助金交付決定を受けてから、申請者が設置事業者に費用を全額支払った上でエアコンを購入し、設置完了後に申請者に補助金をお支払いすることとしております。

本事業を実施するにあたり、同様の事業を先行して行っている自治体の補助要綱等を参考に、補助方法を検討する中で、設置事業者や補助金の支払いを行うことで、申請者の金銭的負担を

軽減する、いわゆる「代理支払方式」も補助形式の一つとして検討いたしましたが、代理支払方式を実施した場合、事前に町内のエアコン設置事業者に説明会等を行い、事業者登録をしていただいた上で補助金の支払いを行う形が想定され、猛暑による速やかな事業実施、申請者の購入先の確保などを考慮しまして、今回の形での事業実施を決定したところであります。

本事業の実施後、町民からの多数の問合せをいただき、これまでに12件の交付決定を行っております。申請後の交付決定及び設置完了後の補助金支払いについては速やかに実施しており、また、申請者が早期のエアコン設置を希望された場合は、交付決定が出た時点で電話連絡を行うなど、弾力的な対応を行っているところであります。

町民の皆様がより利用しやすい補助内容を今後も検討し、より一層の町内の熱中症対策に取り組んでまいります。

以上でございます。

議　長（髙橋拓生君）

阿部圭二議員。

５　番（阿部圭二君）

それでは、通告に従い、再質問のほうをさせていただきます。

まず帯状疱疹とはどのような病気なのかを伺います。

議　長（髙橋拓生君）

菅野保健センター所長。

保健センター所長（菅野文子君）

帯状疱疹は、多くの方が子供のときに感染する水疱瘡のウイルスが原因で起こるものと言われております。水疱瘡が治った後もウイルスが体内に潜伏しておりまして、過労やストレスなど、免疫力が低下するとウイルスが再び活性化して、帯状疱疹を発症すると言われております。発症しますと、皮膚に赤い発疹が出たり、それから、神経にも炎症を起こした場合、ピリピリとした痛みが表れるということで、神経の損傷がひどいと皮膚の症状が治った後も痛みが続くことがあるといったような病気になります。

議　長（髙橋拓生君）

阿部圭二議員。

５　番（阿部圭二君）

この帯状疱疹、80歳までに３分の１の方がかかるそうですけれども、日常の生活ができないような痛みを伴う病気なのでしょうか。伺います。

議　長（髙橋拓生君）

菅野保健センター所長。

保健センター所長（菅野文子君）

日常生活ができないような痛みを伴う病気なのかということですが、これにつきましては個人差もあるかと思われますが、神経が損傷されることで、皮膚の症状が治った後も痛みが残る場合がございます。そういった方は、50歳以上で帯状疱疹を発症した人のうち約２割程度とい

うふうに言われております。

議　長（髙橋拓生君）

阿部圭二議員。

５　番（阿部圭二君）

私の行政区の方でも、帯状疱疹にかかって本当に歩くのも大変な方がおりました。人によってということですが、こういうふうな形になると買物にも行けないような形になるのではないかと思います。

帯状疱疹の合併症があるということですけれども、本当でしょうか。一番いいのはかからないことだと思いますけれども、伺います。

議　長（髙橋拓生君）

菅野保健センター所長。

保健センター所長（菅野文子君）

帯状疱疹の合併症ということでございますが、帯状疱疹は頭から顔のほうに症状が出ることもありまして、目や耳の神経が障害されますと、目まいや耳鳴りといったような合併症が見られることがあると言われております。重症化した場合には、視力の低下ですとか、顔面の神経の麻痺といったような重い後遺症が残る可能性もございます。

議　長（髙橋拓生君）

阿部圭二議員。

５　番（阿部圭二君）

帯状疱疹のワクチン接種を行ってきたのですけれども、接種をした方の割合というかパーセントと人数は何名ぐらいだったのでしょうか。

議　長（髙橋拓生君）

菅野保健センター所長。

保健センター所長（菅野文子君）

帯状疱疹ワクチンの接種状況ということでございますが、今年度から帯状疱疹ワクチンは定期接種となったわけでございますが、７月末時点で対象者662名中、生ワクチンが73名、それから、不活化ワクチンが23名、延べにすると28名ということでございますが、接種率は約１割程度と見ております。

議　長（髙橋拓生君）

阿部圭二議員。

５　番（阿部圭二君）

かなり人数的には低いかななんて思いながらも、１割程度ということで分かりました。

それでは、帯状疱疹ですけれども、一番かかりやすい時期というのは70歳前後が多いというのですが、その時期だけ、例えば65から70歳までの間だけでも全年齢にするということはできないのでしょうか。伺います。

議　長（髙橋拓生君）

菅野保健センター所長。

保健センター所長（菅野文子君）

定期予防接種の対象者につきましてですが、現在は65歳の方、それから60歳から65歳未満の方でヒト免疫不全ウイルスによる免疫と機能の障害を有する方、それから、５年経過措置ということで、65歳以上の５歳刻み年齢の方を対象としているところでございます。議員のご指摘のとおり、70歳前後がピークというところで、国のほうで定期接種の対象者を今のような対象年齢としたところでございますが、定期接種の対象者以外の方というところになりますと、現在では任意の予防接種ということになるわけでございます。帯状疱疹のワクチンの目的が個人の発症予防、それから重症化予防というところを主な目的としておりますので、まずは定期接種の対象となる方に引き続き個別に通知を差し上げるとともに、接種を希望される方には接種機会を逃すことなく接種していただけるように、引き続き周知を努めてまいりたいと考えております。

議　長（髙橋拓生君）

阿部圭二議員。

５　番（阿部圭二君）

先ほども言いましたが、歩けないほどと、人によっては買物にも行けないというぐらいの症状になる方も多々いるという話もお聞きします。痛みも伴って大変だということ、それから、今、独り住まいの方が以前よりも全国的にも増えております。そういうことを加味すると、一番多い70歳前後という部分を考えると、65歳から70歳に関しては全年齢に接種というのも本当に必要な部分ではないかと思います。ぜひ検討していくべきだと思います。

それでは、疑問に思っている方もあるのでしょうから質問をしますけれども、既に水疱瘡や帯状疱疹にかかったことのある人は定期接種等は受けられるということですが、既に帯状疱疹ワクチンを受けたことのある人は定期接種を受けられるのでしょうか。伺います。

議　長（髙橋拓生君）

菅野保健センター所長。

保健センター所長（菅野文子君）

既に帯状疱疹ワクチンを受けたことのある人が定期接種を受けられるかということでございますが、基本的には、過去に帯状疱疹の予防接種を受けていれば対象とはならないところでございます。ただ、前回の接種が完了してから一定期間経過し、ワクチンの有効性が減退していると医師が判断する場合には、公費での接種費用の助成を受けたことがないことを条件に定期接種の対象とすることとしております。

議　長（髙橋拓生君）

阿部圭二議員。

５　番（阿部圭二君）

帯状疱疹ワクチンですけれども、どちらかというと組換えワクチンというか、２度接種のワクチンがいいと思うのです。ただ、副反応が少し多いようなこともお聞きしますけれども、ひ

どい副反応の場合は市町村での対応というのはあるのでしょうか。お伺いします。

議　長（髙橋拓生君）

菅野保健センター所長。

保健センター所長（菅野文子君）

帯状疱疹ワクチンの副反応ということでございますが、生ワクチンであれば、30％以上の方に発赤、10％以上で掻痒感、それから熱感、接種部位の腫脹とか痛みといったところがございます。組換えワクチンにつきましてですが、こちらは70％以上の方に疼痛、接種部位の痛み、30％以上で接種部位の発赤、筋肉痛、疲労といった副反応が見られると言われております。また、10％以上の方には頭痛ですとか発熱といったような症状が見られるというふうなことがございます。

帯状疱疹ワクチンに限らず、予防接種をした場合には通常見られる副反応ということで、多くの場合は数日で自然に改善するものということで、特に報告は受けていないところでございますが、極めてまれに、生ワクチンであっても組換えワクチンであっても重篤な副反応というものがございます。アナフィラキシーショックですとか、血小板減少性紫斑病といったような重篤な副反応が起こる可能性もありますが、現在までのところはそうした報告はございません。万が一、重篤な副反応があった場合には予防接種健康被害救済制度というものがございますので、そうしたものを活用することができるということで、それにつきましても、委託している医療機関のほうにもお伝えしておりますし、ご本人のほうにもそういった制度があるということで、案内の中で周知をしているところでございます。

議　長（髙橋拓生君）

阿部圭二議員。

５　番（阿部圭二君）

帯状疱疹ワクチンですけれども、帯状疱疹とこのワクチンについてと帯状疱疹の合併症についてなのですけれども、町民への周知というのが必要と考えます。ある程度は多分学習会とか広報で流していると思うのですけれども、合併症についても結構厳しいような形というのもありますので、ぜひ皆さん受けられるようにもっと知らせていくべきではないかと思うのですが、そういう考えはあるのでしょうか。

議　長（髙橋拓生君）

菅野保健センター所長。

保健センター所長（菅野文子君）

重篤な合併症があるということも踏まえまして、定期接種となりましたので、対象となる年齢の方には希望される方が接種機会を逃すことがないように、引き続きそういった様々な情報も加えて、周知のほうを図ってまいりたいと思います。

議　長（髙橋拓生君）

阿部圭二議員。

５　番（阿部圭二君）

今回の帯状疱疹ワクチンですけれども、２回接種の組換えワクチンを65歳から70歳ぐらいで受けると、２度接種の場合は10年ぐらいは9割ほど大丈夫だということなので、ぜひ組換えワクチンを進めていただいて、多くの方が帯状疱疹にならないで健康的な生活ができるように、ぜひやっていただきたいと思います。

それでは、次の質問にいきたいと思います。

コミュニティバスについてでありますけれども、皆さんのところにもコミュニティバスの地図なり、広報によって届けられたと思いますけれども、現在の平均バス利用者は、成果報告書によると３名ということですけれども、平泉ルートでは以前に乗車する人が多く、乗り切れないことがあったと聞きました。今回は住民の要望も踏まえて、黄金沢、片岡、大平と増えたわけですけれども、利用者が増えることも予想されます。場合によっては乗れないことが起きることがないのか、その場合の対応はどうなるのかお伺います。

議　長（髙橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

コミュニティバスの平泉ルートの変更に伴う乗車の人数についてでございますが、過去に本格運行の前に試行的に運行したときがございまして、その際に乗り切れなかったということが１度あったかというふうに記憶をしております。バスは14名乗りということですので、平均３名でございますから、定員には十分余裕があるということで対応可能というふうには思っておりますが、万が一、乗り切れなかったというときにつきましては、運行を受託しております一関地区タクシー業協同組合と定員超過時運行業務契約というものを結んでおりますので、乗り切れいない時点ですぐ町内に配車されているタクシーが向かうということになっておりますので、そういったことで対応をしていくということにしてございます。

議　長（髙橋拓生君）

阿部圭二議員。

５　番（阿部圭二君）

何とか皆さんに利用していただいてということが一番なのかなと思いますけれども、引き続き住民の要望に沿った運行改善とともに、利用者を増やすことも必要だと考えます。その方策は考えておるのでしょうか。伺います。

議　長（髙橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

今、登録されている方々でもまだ１度も乗られていないという方もいらっしゃいます。まずはぜひ一度ご利用いただいて、将来的な不安を持っている方というのが非常に多いというふうな結果もありますので、まずは乗っていただきたいということで、９月号の広報でこれを配布をいたしました、全戸に。この中に無料乗車デー、お試し乗車デーのチラシを入れております。平泉地区につきましては３、４、５、６、７、８地区、対象行政区全てになります。それから、

長島地区については全行政区ということで、今年度10月から３月まで、各行政区２回ずつ無料で乗れるお試し体験デーというものを設置しているところでございます。まずはそこで乗っていただいた上での感想で、あるいは要望ということもあるかというふうに思いますので、そういった利用者の方を増やす方策、そして、要望等を伺う機会というふうにしたいと思っております。

議　長（髙橋拓生君）

阿部圭二議員。

５　番（阿部圭二君）

ぜひ多くの方が利用して、コミュニティバスが充実したルートやバス停の設置、さらに、平泉ルートでは週に今２回ですけれども、３便となっていけるぐらい増えてくれたらいいかなと私自身は希望的に考えております。ぜひそうなっていただきたいなと思います。

それでは、次の特産品等の開発についてであります。

６次産業の新商品が生まれているようですけれども、どのようなことをしてきたのでしょうか。お伺いします。

議　長（髙橋拓生君）

佐々木農林振興課長。

農林振興課長（佐々木元君）

平成26年度から町の単独事業で平泉町６次産業化促進支援事業というものを創設しまして、支援を行ってきたというところでございます。

議　長（髙橋拓生君）

阿部圭二議員。

５　番（阿部圭二君）

なかなか、いい商品がもっといっぱい出てくればいいかなと私自身も思っております。

それでは、次の質問です。現在、頑張っている商店の売上げを伸ばす策も必要かなと思います。それぞれのお店の魅力を磨いて、繁盛店を増やすということが考えらえれます。その点について行ってきたのでしょうか。お伺いします。

議　長（髙橋拓生君）

菊地観光商工課長。

観光商工課長（菊地隆一君）

商店の売上げを伸ばす策としての相談会と研修会ということでございますが、これにつきましては、これを担っているのが平泉商工会でございますので、商工会には、ご存じのとおり、経営指導員が配置されておりますので、その方が経営指導やいろんな相談に応じているということでございます。相談のほかに国や県、町のいろんな施策があるわけですが、それの対応とアドバイスをしているということでございますし、町としては後方支援として、商工会のほうに補助金の交付をしているところでございます。

議　長（髙橋拓生君）

阿部圭二議員。

５　番（阿部圭二君）

小さいお店というか小売店は、イメージ的に今は違うみたいな、はやっていないみたいな感覚がありますけれども、セブンイレブンではお食事届けのサービスとか、セブンミールとか、500円以上は配達無料のサービスなども始めたようで、他のチェーンもこの動きに追随、高齢者宅への訪問活動や季節商品の案内など、潜在ニーズの掘り起こしに攻勢をかけているようであります。

そして、隣町にもあるイオンですけれども、イオンは消費者には「ナロー&ディープ」という、何だか片仮名で訳分からない部分もあるのですけれども、選択と集中に特化した都市型小規模スーパーができたり、生活雑貨店をつくったり、自転車専門店や酒販専門店と、盛岡のような地域では商店街をデパートの中につくっているということを考えると、商店街がマイナスイメージではないということが言えるのではないかなと思います。それに向けていろんな取り組みを町としても、そして、商工会としてもやっていく必要があるのではないかと思います。

その中でまた商店の売上げを伸ばす対策、売上げを伸ばしてほしいと私自身も思っているのですが、新商品が、目につく商品が必要ではないでしょうか。そのための町産の農産物を使った料理コンテスト的なものを行って、そのイベントとともに食べられる商店をつくっていくことが必要ではないのかと思いますが、伺います。どうでしょうか。

議　長（髙橋拓生君）

阿部圭二議員、通告に従って一般質問行っていただけますか。

担当課、答えられますか。

佐々木農林振興課長。

農林振興課長（佐々木元君）

料理コンテストではないのですけれども、地産地消事業の中で毎年６月から２月頃までですけれども、毎月第１木曜、金曜、土曜日に町内の５店舗において、町内で生産された旬の農産物を使ったメニューを考案していただいて、それを提供していただいています。それにつきましては、新聞の報道、それからＦＭラジオでの周知を行って、集客に努めているというようなところでございます。

議　長（髙橋拓生君）

阿部圭二議員。

５　番（阿部圭二君）

なかなか新商品は難しいのかなと思いますが、目に留まる商品等がお店にないというのは本当につらいことだと思いますし、また、商店自体も新たな取り組みが必要ではないかと思います。ぜひ人の集まるエピカ周辺とか、現在でも店があるところに付随してまた店をつくっていくというようなことを、新規出店とかをやっていくべきだと考えますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

それでは、４番の生活困窮者エアコン購入費等補助金事業についてでありますけれども、生

活困窮者エアコン購入費等補助事業で、エアコン設置希望者はどのぐらい来て、申請者はどのくらい来ているのか伺います。

議　長（髙橋拓生君）

伊藤町民福祉課長。

町民福祉課長（伊藤正幸君）

生活困窮者エアコン購入費等補助事業でございますけれども、８月１日から事業を開始しまして、昨日現在で申請及び交付決定を行った件数は13件となってございます。現在、相談に来られている方がお一人というようなところでございまして、１か月で13件というところでございますけれども、予算の枠もまだございますので、引き続き事業の周知を行って、事業の活用を図ってまいりたいと考えてございます。

議　長（髙橋拓生君）

阿部圭二議員。

５　番（阿部圭二君）

最初の質問でも言いましたけれども、最初に一時的に８万円出すというのは大変な方もおられるのではないかと思うのですけれども、平泉の事業者ではできないのでしょうか。一旦払ってエアコン設置みたいな形になるといいなと思うのですけれども、そういうことはできないのかお伺いします。

議　長（髙橋拓生君）

伊藤町民福祉課長。

町民福祉課長（伊藤正幸君）

平泉の事業者でも事業は活用できないかというような問いだと思うのですけれども、13件申請いただきまして、その中で２件ほど平泉の事業所さんを活用した申請をいただいてございます。町内電気店の廃業等によりまして、地元業者の利用が難しいというところでございますけれども、12月まで事業期間ございますので、引き続き対応してまいりたいと考えてございます。

議　長（髙橋拓生君）

阿部圭二議員。

５　番（阿部圭二君）

今回は少し出足が遅かったという部分もあると思うのです。次年度もやってくれるのではないかと思うのですけれども、猛暑によって速やかな設置は確かに理解できますが、申請や交付の制度設計に時間がかかっては秋になってしまう。いずれ来年も今回のような制度の継続を望むものですし、その際には特に生活困窮者世帯に負担がかからない、そういう制度の改善を求めたいと思うのです。ぜひ探求してほしいと思いますが、どうでしょうか。検討もひとつお願いします。

議　長（髙橋拓生君）

伊藤町民福祉課長。

町民福祉課長（伊藤正幸君）

町長答弁のところでもお話ししたところではございますけれども、事業の実施方法につきましては、生活困窮者への配慮というところで、一時的な負担、支払いといったところもございますので、他自治体での事例を参考にしまして検討してまいりたいと考えてございます。

議　長（髙橋拓生君）

阿部圭二議員。

５　番（阿部圭二君）

質問は以上になりますけれども、生活困窮者に対してはかなり厳しい、いろんなものが上がって大変なときになっていると思います。ぜひ町民に優しい形の交付というか、そういう事業をぜひ行っていただきたいと思います。

以上になります。

議　長（髙橋拓生君）

これで阿部圭二議員の質問を終わります。

暫時休憩といたします。

休憩　午後　１時３５分

再開　午後　１時４９分

議　長（髙橋拓生君）

再開いたします。

通告７番、三枚山光裕議員、登壇、質問願います。

三枚山光裕議員。

６　番（三枚山光裕君）

通告７番、日本共産党の三枚山光裕でございます。

３つの項目について質問をいたします。

１つは、共生社会の実現についてです。

日本人ファーストなどと言って、事実をゆがめた排外主義の主張が見受けられます。そして、それを助長する状況が懸念されています。世界遺産のまち平泉だからこそ、外国人も含めた共生社会の実現が必要と考えます。町の考えを伺います。

２つ目です。町営駐車場の施設・設備の管理について伺います。

町営駐車場の施設・設備の日常管理はどのようになっているのか。また、中尊寺第１駐車場の照明が暗いと言われています。対策が必要と思います。考えを伺います。

３つ目に、平泉ウォーキングトレイルの補修・整備について伺います。

平泉ウォーキングトレイルは、県外からの利用、団体での利用も多いと聞きます。一方で、木造や木製の構造物の劣化で危険な箇所も少なくないと考えます。今後の補修や整備の計画はどのようになっているのか伺います。

以上、答弁を求めます。

議　長（髙橋拓生君）

青木町長。

町　長（青木幸保君）

三枚山光裕議員からのご質問にお答えをいたします。

初めに、共生社会の実現についてのご質問がありました。

さきに行われました参議院選挙の前後から、そして、最近におきましても、議員からご指摘のありました外国人に係る主張などが報道等で取り上げられることを承知しておりますが、その内容が外国人等に対する差別や排外主義を助長するものであってはならないと懸念しております。

岩手県では、国の地域における多文化共生推進プランを踏まえて、岩手県多文化共生推進プランを策定しておりますが、これを着実に推進していくため、県や市町村、国際交流協会、企業、団体、学校、県民など、様々な活動主体が役割を担い、一体となって取り組んでいくこととされております。

本町においても、多文化共生への取り組みを実施する際には、この指針に基づき、国籍や言語、文化などの多様性を尊重し、幸せに暮らすことができる社会の実現に向けて、今後も排外主義ではなく、多文化共生の取り組みを進めていきたいと考えております。特にも本町は奥州藤原氏が希求した平和な理想郷が息づく世界遺産のまち平泉でありますので、国籍や民族等の違いにかかわらず、共に生きることを目指す多文化共生社会の実現は、とても意義深く重要なことであります。

また、中国天台県やドイツ・シュパイヤー市、ラオスなどとの国際交流事業にも取り組んでおりますし、国際交流員を配置しての活動では、町内で外国人を受け入れている企業への訪問、ヒアリングや翻訳や中国語講座等による外国人受入れ態勢への整備に努めているほか、今後は在町外国人を対象とした異文化交流会の開催も検討しているところであります。

共生社会の実現に向け、多様な言語や文化、習慣等を学ぶ機会を創出するとともに、町内在住及び町内で勤務する外国人等のニーズを把握しながら、コミュニティー形成につなげ、安心、安全で暮らしやすい生活環境の整備に取り組んでまいります。

続いて、町営駐車場の施設整備・設備の管理についてのご質問がありました。

町営駐車場の施設・設備の管理につきましては、平泉町駐車場条例及び平泉町駐車場管理規則に基づき実施しております。各町営駐車場には、シルバー人材センターの会員が常駐しておりますので、料金徴収業務を行いながら、施設や設備の管理を行っております。また、トイレと喫煙所の清掃業務につきましても、シルバー人材センターに管理をお願いしており、施設等に異常が発見された場合には直接連絡をいただき、町から業者に修繕等の依頼をしております。なお、担当課の職員につきましては、各駐車場を週２回巡回しながら、維持管理に努めております。

次に、中尊寺第一駐車場の照明が暗いので、対策が必要ではないかとのご質問がありました。

町営駐車場の使用時間は、午前８時半から午後５時までと条例で規定されており、基本的に

は駐車場の照明は必要ないと考えておりますが、冬季間及び年末年始の初詣の対応としての照明は必要であると認識しております。現在、中尊寺第一駐車場には５基の照明がありますが、近くに民家もあることから、照度につきましては慎重な対応が必要であると考えております。

続いて、平泉ウォーキングトレイルの補修・整備についてのご質問がありました。

平泉ウォーキングトレイルは、豊かな自然、歴史・文化的施設を連絡することで、訪れた人が安全かつ快適に散策などを楽しむことができるよう、中尊寺と毛越寺を山間で結ぶ3.2キロメートルのトレッキングコースであり、平泉ならではの魅力あるウォーキングルートとして多くの観光客等に利用されております。

しかしながら、平泉ウォーキングトレイルの木道や木製構造物は、施設整備後20年以上が経過し、破損や著しい腐食が見られるため、平成30年度よりウォーキングトレイルの木道や木製構造物について、毎年、修繕工事を継続して実施しているところであります。

今後の補修や整備の計画については、今までと同様に、緊急性、安全性を考慮し、特にも危険な箇所については速やかに修繕工事を実施し、利用する皆様に安心して利用いただけるよう、安全で快適な木道環境の補修・整備に引き続き務めてまいります。

以上であります。

議　長（髙橋拓生君）

三枚山光裕議員。

６　番（三枚山光裕君）

それでは、２件目以降、質問を進めていきたいと思います。

この通告するに当たってどういう項目がいいのかと、排外主義ということを正面に言っても何となく変だなと思いまして、今、町長の答弁の中で、まさに多文化共生ということだったと思うのです。なかなか、私も日本人ですけれども、日本語も読み書きもままならないということで、蔦重、蔦屋重三郎のようにはいかないなと思ったわけです。これは特に東京都議会議員選挙でありましたけれども、日本人ファーストという言葉が主張が強く出てまいりまして、その後、参議院選挙でこの主張が多くのほとんどの政党に広がっていく。いわゆる排外主義、外国人規制といった政策的には、そういったことがありまして、非常にその後もこの危機感というのが私も持ったわけでありました。

それで、６月の段階にＮＨＫとＪＸ通信社というところが世論調査をしました。都議会議員選挙を受けてということになると思うのですけれども、インターネットの調査で、これ4,000幾らということですから、相当大きな数になるわけです。それで、この日本社会では外国人が必要以上に優遇されているというふうな設問に、「強くそう思う」「どちらかと言えばそう思う」というふうに答えた方が64％もありました。

そして、参議院選挙が終わってその後に、やはりまた朝日新聞が世論調査をしました。日本人ファーストというこの言葉、これに対しての考えです。これは大変よかったというふうに評価する方が46％だったと、もちろんそうではないという方は41％ありましたけれども、やはりそういう状況で、これはさっき町長から立派な答弁いただきましたけれども、では、全国的に

そういう状況がありますけれども、この我が平泉町にとってといいますか、置き換えた場合はどうなのだろうなというふうに考えたわけであります。

答弁の中に、岩手県多文化共生推進プランのことが出てまいりました。このプランの最初に出てくるのですけれども、基本目標についてまず最初伺いたいと思います。どういう内容になっているか伺いたいと思います。

議　長（髙橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

県においては、令和７年３月に改定をされておりまして、そこの表紙に大きく記載をされております。「全ての県民がお互いの国籍や言語、文化などの多様性を尊重し、多様な人材が育まれ、幸せに暮らすことができる岩手」、これが基本目標となっております。

議　長（髙橋拓生君）

三枚山光裕議員。

６　番（三枚山光裕君）

この県のプランというのが、最初は平成27年でしたか、今度３回目の改正ということで、岩手県の推進プランですけれども、都議選終わって、参議院選挙が終わった直後に全国知事会が青森で開かれまして、青森宣言というのが採択をされました。我々は多文化共生社会を目指すということで、排外主義を否定し、多文化共生社会を目指す我々47人の知事がこの場に集い、中略ですけれども、民主政治を脅かす不確かで根拠のない情報から国民を守り、国民が正しい情報に基づいて政治に参画できるシステムの構築を求めていく、こういう内容、全国47都道府県知事が採択をしたということでありました。

そこで伺っていきたいと思うのですが、平泉町において、外国人の方、外国籍、いろいろ捉え方ってあるのだろうと思うのですが、今、町内では何か国、何人の方が暮らしているのか伺いたいと思います。

議　長（髙橋拓生君）

伊藤町民福祉課長。

町民福祉課長（伊藤正幸君）

平泉町に住民登録されている外国人の数というところでございますけれども、８月末で住民登録者数が52人、国の数でいいますと10か国の方が暮らしているというところでございます。

議　長（髙橋拓生君）

三枚山光裕議員。

６　番（三枚山光裕君）

事前に担当課から実は資料も調べてもいただいたわけでありますけれども、インドネシア、スイス、トンガ、ネパール、フィリピン、ベトナム、ミャンマー、英国、韓国、中国というような10か国のようであります。本当に、実際調べていただいて、こんなにもたくさんの方がいるのかなというようなところを正直分からなかったので、まさにこの平泉、去年165万人でした

っけか。インバウンドも増えて、５万8,000人ぐらいの方が来て増えているという状況ですから、そういう点では、実際に住まわれている方も含めて、この町は多くの国外の方々と関わるというところなのだなというのが改めて分かりました。そういう町なのだということが１つであります。

それで、資料を頂いたのを見ますと、圧倒的に技能実習生の方が多いということで、１号、２号の方が一番多いのかな、11人だったかなというふうになっているのですけれども、どういった職業、どこに就いているのかというのは分かりましたらお願いいたします。

議　長（髙橋拓生君）

菊地観光商工課長。

観光商工課長（菊地隆一君）

先ほど町長の答弁にもありましたが、町内の企業、外国人を受け入れている企業は、国際交流員と私とヒアリングというか、確認に行ったところでございます。特定技能労働者とかということではなくて、２社の訪問をしております。まず１つ目は、現場での鉄筋加工の会社につきましては７名ほど受け入れているということで、こちらは特定技能労働者ということで確認はしておりますが、あともう１点は建設業で、ここも20名以上受け入れているということで確認をしております。

先ほど町民福祉課長から52名の在町外国人がいると、10か国いるということでしたので、国際交流員は観光商工課に配置になっておりますので、異文化交流というか、内容につきましてはこれからなのですが、そういった52名の方々に声がけをして、いろいろ困り事ですとか、あとは交流会みたいなのを開催したいということで、今、考えているところでございます。

議　長（髙橋拓生君）

三枚山光裕議員。

６　番（三枚山光裕君）

建築関係の方が多いということのようですし、それから、長島では高齢者福祉施設というとこで、今度８月からまた２人増えたということもお聞きしました。そういう点で、まさに私たちの生活を支えていただいているということは、この点でも言えるのだろうというふうに思います。

そこで次、納税義務者数、それから納税額もお聞きしたいと思います。令和５年、令和６年、この２年間の推移も分かるかなと思いますが、この点は答弁願いたいと思います。

議　長（髙橋拓生君）

村上税務課長。

税務課長（村上可奈子君）

令和５年度、令和６年度におけます平泉町に居住する外国人の町民税納税義務者数につきまして答弁させていただきます。

令和５年度につきましては、15名で納税額が48万1,000円、令和６年度につきましては33名で、71万6,000円となってございます。

以上です。

議　長（髙橋拓生君）

三枚山光裕議員。

６　番（三枚山光裕君）

今、答弁あったように、納税者も令和５年、令和６年の比較で２倍、金額でもほぼ２倍ということになっています。ですから、地域に暮らしていろんな面で支えてもらっているというだけでなくて、税金の面でも、財政的な面でも支えてもらっているというのがこのことで分かるのだろうというふうに思います。それで、多文化共生ということでありますから、いろんな50人余りの方がいるわけですから、町内では交流も進めていくのだということもありました。現在というか、その辺はどういうふうになっているのか、改めて伺いたいと思います。

議　長（髙橋拓生君）

菊地観光商工課長。

観光商工課長（菊地隆一君）

異文化交流会ということだと思いますけれども、これにつきましてはまだ具体的に話はしておりませんが、毎月、国際交流員と担当課と私とミーティングしておりますので、その中でこういったことはどうかということで、いろいろやりたいこと、こちらでお願いしたことをミーティングしております。その中でやるということの方向づけは決まったのですけれども、具体的にはこれからになります。

議　長（髙橋拓生君）

三枚山光裕議員。

６　番（三枚山光裕君）

いろいろ区長さんとか職場の方にもお話を伺いました。そしたら、神輿にも参加いただいたという話も聞きましたし、あるいは、議会に関係者もいますけれども、八坂神社の境内の掃除とか、そんなこともやっていただているということも聞きました。ですから、地域の産業、経済、暮らし、文化、もうあらゆる面で本当に私たちは一緒に暮らして支えられているということが、この平泉町でもはっきりしたなというふうに思うわけです。

そこでですけれども、せっかく多くの方々がいて、これからの課題かもしれませんけれども、地域との交流、せっかく一緒に暮らしていて、本当に平泉っていい町だなとか、あるいは、技能の方もだんだんなってくると、もう居住制限、年数制限なくなってきたりすると思うのですけれども、そういう点で、やっぱり地域の方々との日常的な交流をもっと深めていくことが大事なのだろうなというふうに思うのです。

そこで、やはり聞きますと、あるところでは、福祉施設だと24時間ですよね、介護の仕事というのは。24時間仕事するわけではないのですよ。そうすると、なかなか地域の行事とか、いろんなことに参加いただけないというようなこともお聞きしました。そういう点では、居住者とのヒアリングという話も答弁であったと思います。それだけでなくて、やっぱりそういった企業の皆さんとも少し話もしていただきまして、そこで働いている方がこの地域との交流をも

っと深められるような、そういったことも必要なのではないかと思いますが、そういった取り組みはいかがでしょうか。伺います。

議　長（髙橋拓生君）

青木町長。

町　長（青木幸保君）

当然、五十何名の方々がここで暮らしておるわけですから、ただ、先ほど観光課長も答弁したのは、そういう方々もとか、いろいろお世話になっているとか、お世話をした、お世話をしないでなく、まさしく垣根は既に平泉では取っ払って、こういう職場も大事にしながら、交流も大事にしながら取り組んでいるという状況であります。

特に生きとし生けるものが全てが平等の平泉ですから、そういった意味では、いろんな施設がお世話になっている、それはお互いだというふうな認識でありますので、そういった意味では、もし職場とも、私も何度かその職場の代表している方にもいろいろお話しする機会もあるのですけれども、やはり外国からここで住まわれてお仕事されていて、そういう方々がもっとこういう部分をやっていきたいとか、もっと地域の方々と関わっていくためにはどういう方法があるのかなとか、そういうのを率直にお話ししてほしいというお話もさせていただいているところであります。

地域との交流がないとかと、そうはいっても、やはり日本国に来てどこかでお仕事もされて、またここに来られた方もあるようですし、そういった意味では、そういったニーズに町としても取り組んでいくという姿勢のほうが、むしろ逆に、こういうあれやるから集まってほしいとか何とかというより、それぞれ時間帯も違うわけですし、同じ地域から来ている方々は、休みの日は仲間たちでどこか行くとか、そういったこともいろいろあるというふうに聞いております。

そういった意味では、今、五十何名の方が暮らしているわけですから、そういう方々のほうからも発信していただくような、町としてもそういう仕組みを今後はつくっていく必要があるというふうな認識は持っております。それを強制ではないですけれども、議員言っていることが強制という意味で捉えて言っているのではないのですけれども、やはりうちのほうからこういうこれをやるよ、もっと地域のこういうのさ来てくれ、地域で今度こういう集まりがあるからというお声がけは当然必要だと思いますけれども、それをさらに強制したり、強制ではないかな、そういった部分で逆にそういうふうに向こうが感じると何かなかなか交わりづらい、そういう部分もあると思いますので、ただ、先ほども申しましたが、町としてもそういう方々がもっとこういうの欲しいなという、それを発信できるような体制をつくるというのは、町としては今後大事なことだというふうに思っておりますので、ご理解賜りたいと思います。

議　長（髙橋拓生君）

三枚山光裕議員。

６　番（三枚山光裕君）

さっき話したように、一方では、神社の境内の掃除とか神輿とか参加して、一方では職業柄、

あるいは、もちろん今、町長言われたように、当事者といいますか、本人が嫌だと言えばこれしようがないわけです。ただ、最後に町長が言ったように、やっぱりそういった町としてもそこが交流できるような、会社への働きかけとか何かも必要ではないかと思いますので、引き続き、そういった点では考慮していただきたいなと思うわけであります。

いずれにせよ、本当に支えられていると、私たちは外国から来た方々に。私も一関に毎日のように行くわけですけれども、最近も、先月ですか、あれは19号線ですか、一関から大東に向かう県道も新しく舗装かけ直したのですけれども、かなり多くの外国人の方がいました。だから、道路１つ通るにも、この方々がいなければ本当にちゃんとした環境の道路通れないということも改めて感じたわけです。したがって、日本人ファーストなのだというそとデマですよね、実際は。そういう点では、まさにべらぼうだ、べらぼうべえという感じもいたします。

それで、最後ですけれども、参議院選挙が終わった後に、大船渡東海新報というのがありまして、そこに世迷言といういわゆるコラムです。７月23日付のコラム、少し長いのですが紹介します。消費税減税や物価高騰対策など、本来であれば国民の苦しい生活を救うというのが焦点だったはずだと。ところが、外国人が日本人より優遇されているという有権者の被害者意識を吸い上げ、多くの党が競い合うように排外主義をあおる選挙になってしまったと、中略です。

この方は選挙中に漫画を見たと、１コマの。外国人は出ていけと言いながら、女性が外国人を壁から突き落とす場面だと。すると、その女性を今度は高齢者が、産まない女は要らんのじゃと蹴り落とすと。老人は早く逝けと叫んだ若者は、別の男性に低所得者はいなくなれと罵倒され、こうしてみんなが次々へと崖の下へ落されていくと、こういうことです。あいつらのせいで自分たちが貴重な取り分が削られていると、そういうことで次から次へと弱い者を求めていくだろうと、下には人をつくって排斥するやり方を、将来は自分を確実に崖の下へと追い込むであろうという言葉でありました。

今年は戦後80年、それから、被爆80年、昭和100年になります。実は、治安維持法というのが100年であります。これは最後、死刑に最高刑がなったということで、多くの人たちが数万人規模で、言わば捕らえられたと、多くの方が拷問とか獄中で命を落としたということです。まさにそういう状況というのがこの排外主義にはらんでいると、世界中で起きているものです。

そういった点からも、やはり青木町長が最初に述べました、奥州藤原氏が希求した平和な理想郷、国籍や民族の違いにかかわらず、共に生きることを目指す多文化社会の実現は、とても意義深く重要なこと、本当に立派な答弁だと思います。日本にとどまらず、世界に響き渡るような平泉らしい取り組みを求めて、次の点に移りたいと思います。

町営駐車場の件であります。

１つは、どういう管理をしているかというのは、実は、１週間、２週間前、もっと前でしょうか。私、盛岡で会議にいたら、町営中尊寺第一駐車場で大変だよという電話が来まして、帰りに、夕方になりましたけれども寄ってみました。

アメリカシロヒトリが、トイレの西側というのでしょうか。あそこは、それ以外は木というのは大分後方のほうにしかないのですけれども、トイレの向こう側はすぐ木があるわけです。

日陰になるということで、結構多くの観光客がそっちに好んで止めるということだったのです。それで、確かにあそこを見ると、アメリカシロヒトリで葉っぱもクモの巣状になっていて、それがボンネットに落ちて、観光客の方がこうやって何かやっているという話だったのです。

もちろん夕方ですので、もう観光客はいないという時間帯でしたけれども、たまたま近所の方が夕涼みに、あそこベンチありまして、４、５人の方々が話しして、役場で分かっているはずだよという話も言われて、「そうですか、すみません」と私なぜか謝ったわけですけれども、管理こうやっていますという話、シルバーのほうでとありましたけれども、もう少し細かく地域の方の情報もしっかりつかんでいただいて、対応することが大事なのではないかなということをここは言いたかったわけです。

それで、多分アメリカシロヒトリのほうはもう対応されたのかと思いますが、その点ではどうでしょうか。伺います。

議　長（髙橋拓生君）

菊地観光商工課長。

観光商工課長（菊地隆一君）

まず、中尊寺第１駐車場のアメリカシロヒトリの件については、当然こちらでも把握はしております。この件につきまして、昨年から、中尊寺、毛越寺の駐車場、各町営駐車場をシルバー人材センターに委託して、殺虫剤散布をして駆除をしています。今年も、このアメリカシロヒトリが６月か７月ぐらいに一回発生して、８月から９月ぐらい、今の時期に繁殖して、桜とかの落葉樹に産卵をして網状の巣をつくって、そこで集団で葉っぱを食い散らすというふうな被害だと思うのですけれども、それについての対応につきましては、こちらでも把握しているという話ししましたが、恐らく今週対応するということで伺っておりますので、今日、明日ぐらいにもしかしてシルバー人材センターで段取りして、対応するということになっております。

議　長（髙橋拓生君）

三枚山光裕議員。

６　番（三枚山光裕君）

確かに駐車場、トイレの西側というのは何十台も止められるわけではありません、山際は。ただ、思うのは、本当に、せっかく金色堂を見てよかったなとおもったら、実はえらい目に遭ったよということではやっぱりよくないのだなというふうに思いました。

それから、街灯の件です。

西側のほうは多分水銀灯というのですか、古いやつがそのままありました。あとは全部ＬＥＤに変わっているのですよね。多分その関係でもしかしたら暗いのかなと思いましたが、特に言われたのは、初詣のときにと言われました。その辺危ないとあそこは、観光客も言っていると、それ役場知らないはずはないよということまで言われたわけです。初詣のときの照明は今のあまりまぶしくないものがありまして、毛越寺などでやっているという話も観光課長から聞きましたけれども。

そういったことも地域の方の理解もらって、１日、２日の話ですからね。こういうの設置し

ますからお願いしますと言えばいいことなのではないかなと。この辺にしても、せっかく初詣に来て事故やケガがあっては大変だということなので、そういったある意味大きな問題ではないかもしれないけれども、そういった配慮が大事ではないのかなということなのです。いかがでしょうか。

議　長（髙橋拓生君）

菊地観光商工課長。

観光商工課長（菊地隆一君）

今、中尊寺第１駐車場の照明が暗いというようなところで、特に大みそかというようなところでございますが、今、５基の照明灯がございまして、東側の町道戸河内線側の３基については、令和４年度にＬＥＤのほうに交換をしております。

ただ、現地見ますと、かなり小さいＬＥＤでありますので、それほど照度は高くはないというふうな認識でございますが、私も７時頃、帰り際に寄ってみたのですが、料金所のすぐ近くにタイマー設定ありまして、そこで今は６時ぐらいから８時ぐらいまでＬＥＤがつくタイマー設定になっているところでございます。年末年始につきましては、消防とか警察の警備本部というようなところもありますので、そこはタイマー設定を変更して、それに対応しております。

直接関係ないですが、第２駐車場と毛越寺の駐車場につきましては、これも元朝参りの対応として、個別に電気を仮設に設置して対応をしているというところでございます。暗いということであれば、時間についてはそのタイマーの変更で対応できるというような状況になっております。照度については、すぐはできないという状況ですので、今後、検討が必要かなというふうには考えております。

議　長（髙橋拓生君）

三枚山光裕議員。

６　番（三枚山光裕君）

さっき近所の方の話をしましたが、シルバーの方は仕事をしているわけですから、それよりも地域の方は、四六時中とは言いませんが、常にその件も見ているようですから、やっぱりいろんなことを知っているようだなと思いましたので、そうした方からもいろんな、何か不具合ないですかというようなことも聞きながら、そうすればもっと対応もスムーズにできるのではないかなと思いますので、対応をしっかりとお願いします。

次に、ウォーキングトレイルについて移ってまいりたいと思います。まず、基本的にこのトレイル、愚問ですけれども、当然、今後ともこれ維持管理していくのかという基本的なところを伺いたいと思います。

議　長（髙橋拓生君）

小野寺建設水道課長。

建設水道課長（小野寺敏彦君）

このウォーキングトレイルは、散策などを楽しむことを目的に平成８年度に実施したものでございますけれども、今後とも散策などを楽しむための目的に、継続して修繕のほうをしてい

きたいと思っております。

議　長（髙橋拓生君）

三枚山光裕議員。

６　番（三枚山光裕君）

それでは、そもそもといいますか、この平成８年という話がありました。このつくる経過というか、土地は役場でもないしということですね。地権者別にあるわけですけれども、そういった点でこの辺がもし分かりましたらお願いします。

議　長（髙橋拓生君）

小野寺建設水道課長。

建設水道課長（小野寺敏彦君）

先ほども言いましたけれども、平成８年度に当時の建設省が新規事業としてウォーキングトレイル事業を始めまして、これは散策などを楽しむことを目的にということで実施した事業でつくられたものでございます。

議　長（髙橋拓生君）

三枚山光裕議員。

６　番（三枚山光裕君）

いろいろお聞きしましたら、当時、課名は変わっていると思うのですけれども、観光課長と多分建設課かな、２人で４回も来た。地権者の関係者からすれば、環境の問題とか、いろいろあってやり取りした。４回も来たし、その環境問題も、とにかく困ったことがあったらすぐ電話くれと、ちゃんと対応しますということもあったので承諾したというふうに私は聞きました。ということは、土地は役場、町ではないのだけれども、役場で当然、今も管理もしているわけですけれども、責任はあるということだと思うのです。

そこで、この間、令和６年度の決算これから審議するわけですけれども、このウォーキングトレイルの修繕、去年の決算で99万5,500円。以前は令和２年だったかな、百十数万円、多分決済していました。当時、120万円か150万円ぐらいの多分予算だったのが、今は100万円くらいということで年度当初やって、このぐらい使っているというふうになるのですけれども、やっぱりこれではなかなか、私も実際見てきました、２回、２日にわたって。非常に、このいわゆる三角コーンというのですか、危険だよと、ここは通らないでねと、それから、手すりを落ちていました、いっぱい。やっぱり結構海外の方も含めて歩いているらしいのです、数字的にはなかなか出てこないということありましたけれども。非常に危険ではないのか、そして、この程度では、99万5,000何がしでは全く追いつけないし、現実そういう危険な場所が多いという状況なのですが、今後、こういう状況で進めていったのでは追いつかないのではないかと思うのです。いかがでしょうか。

議　長（髙橋拓生君）

小野寺建設水道課長。

建設水道課長（小野寺敏彦君）

平成30年にですけれども、大規模補修ということで600万円ほどかけて修繕を行いました。それで、冬を迎えるとどうしても木が腐るということがあって、それを毎年補修しなきゃ駄目だということで、それを５年で分けますと、当時、120万円ずつ毎年修繕を予算計上していたということで、現在は100万円ほどなのですけれども、毎年補修をしなきゃ駄目だということで、そういった120万円ほどで修繕したところでございます。

ただし、昨今の物価高騰等がありまして、予算の範囲内で修繕はやっているのですけれども、全部直し切れていないというのが実情でございます。そういったところは、カラーコーン等により明示して対応しているというところでございます。

議　長（髙橋拓生君）

三枚山光裕議員。

６　番（三枚山光裕君）

平成30年に600万円かけた、大規模改修というのがどのぐらいか分かりません。去年の成果報告見れば、31平米とかって、99万円何がしというのが手すりとか多分床材というか、そこだったと思うのですが、600万円かけたら、一程度の大規模改修で大方問題があったところは直ったということだったのでしょうか。伺います。

議　長（髙橋拓生君）

小野寺建設水道課長。

建設水道課長（小野寺敏彦君）

その当時、平成30年におきましては、大方、手すり等とか危なくないような形で対応はできたということでございます。

議　長（髙橋拓生君）

三枚山光裕議員。

６　番（三枚山光裕君）

そういうことはやっぱりお金の問題ですよね、結論は、だと思うのですよ。そうすると、国の支援とか補助の仕組みとか、支援の体制があれば、これはその600万円、平成30年のようなのかは分かりませんけれども、一程度一気にやるという計画もつくれるということで、いいのでしょうか。

議　長（髙橋拓生君）

小野寺建設水道課長。

建設水道課長（小野寺敏彦君）

整備計画といいますか、当初、ウォーキングトレイル事業ということで、補助事業を入れて整備したわけでございますけれども、補修となると、そういったなかなか補助対象なる事業がございませんので、今までどおり単独で補修を続けていくというような形でございます。

議　長（髙橋拓生君）

三枚山光裕議員。

６　番（三枚山光裕君）

いずれ何か補助の事業があれば、そうするとその補助が受けられれば、そういったことをやるということでいいのですか。

議　長（髙橋拓生君）

小野寺建設水道課長。

建設水道課長（小野寺敏彦君）

補助メニューがあれば、補助事業を使って補修のほうをしたいと思っております。

議　長（髙橋拓生君）

三枚山光裕議員。

６　番（三枚山光裕君）

私も随分調べました。さっき言ったように、歩いたらなかなかいいところです、本当に。ただ、少し危険だなと、率直に思いました。それで、今、３つほど今、見つけまして、１つは、これ環境省です。自然環境整備交付金というのがありまして、これ100分の45です。あと、これ東北自然歩道というのに入っているというのが大事だと、これ何か該当しないようで、少なくても、今。それから、観光庁です。観光振興事業補助金というのがありまして、これは３月末に、今、令和７年ですが、これはもう締め切られましたので、これはもう間に合わないということで、これも何とかなりそうだな。

それで、もう１つです。同じく観光庁の地域における受入環境整備促進事業というのがありまして、これは半分です、補助が。これは６月10日にもう締め切っているということで、それで、私もこれは何とか使えそうだなということで、国会議員、残念ながら我が党も衆議院と参議院議席減らしたので、東北の唯一の岩渕友というのがいまして、私の娘ぐらいなのですけれども、通じて実際聞いてみました。それが使えるのではないかと、担当の観光庁に言われたわけであります。だから、そういう点では、今年度これ終わっているので、次の年というか、令和８年度かな、今、予算がいろいろ組み込む途中ですけれども、ぜひこれが使えるのではないかということも聞いているそうであります。

ですから、もっとほかにもあると思うのですよ、こういった国の制度で使えるものというのが。だから、そんなことも大いに研究していただいて、ぜひとも、この間は観光協会に行ったら、島根かなんか、あっちのほうから団体で来るのだということも聞きました。ですから、そういう点で、多くの方々が今も来るという状況ですから、秋にかけては本当にあそこはいいのだろうと思いましたが、本当に危険だなと率直に思いますので、そういった点でも、そうすると検討に値するのかどうか伺います。

議　長（髙橋拓生君）

小野寺建設水道課長。

建設水道課長（小野寺敏彦君）

今後、その補修事業にその補助事業が使えるかどうか、いろいろ事業メニューを探しまして、そういう補助対象なるのであれば、そちらを活用も検討したいと思っております。

議　長（髙橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6　番（三枚山光裕君）

もう来年度というふうになると思うのですが、これ環境と資源に配慮できるもの、あそこのところの、例えば、私、単純に考えると、木ではなくて、よく登山道などにある木の似せたようなコンクリートがあるのかなと思ったのですが、観光課長に聞けば、自然に返るものという話があったと聞きまして、これはそういう配慮できるものならいいというふうに担当庁も言っていましたので、大いにそういう点では、ここが該当するだろうということで言っていただきました。ですから、そういう点でここを研究もしながら、ぜひとも早期に大規模な修繕を図ってほしいなと。

最後にですけれども、私がぱっとやってこのぐらいは見つけました。だから、多分、ぜひ課長さんにはお願いしたいのですけれども、今、優秀な職員がいっぱいいると思うのです。私どもはコンピューターのない時代でしたから、だけれども、多分、今、職員の方みんなコンピューターというのがある時代に育ったのだと思います。だから、さっきの駐車場だけでなくて、やっぱり現場をよく見るとか、あるいは、コンピューターに頼るのではなくて、いろんなところを、せっかく知恵も知識もたくさん持っている方、若い人たちだと思うのですが、そういったところを引き出す、そういったところも大事なのではないかなということもお願いをして、私の質問を終わりたいと思います。

議　長（髙橋拓生君）

これで三枚山光裕議員の質問を終わります。

以上で通告された一般質問を終わります。

議　長（髙橋拓生君）

これで本日の日程は全て終了いたしました。

なお、次の本会議は９月18日午前10時から行います。

本日はこれで散会します。

ご起立願います。

大変お疲れさまでした。

散会　午後　２時３６分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平泉町議会議長　髙　橋　拓　生

署名議員　　阿　部　圭　二

同　　三枚山　光　裕